



中野市老人福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



健康長寿のまち
中野市



はじめに



日本の高齢化は急速に進行しており、令和7（2025）年には団塊世代すべてが75 歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65 歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進行していき、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者が増加することが予測されています。

本市においても、総人口が減少している一方で、特に75 歳以上の人口が増加しており、高齢化率は令和2年で32.4%、令和22年には40.1%に達すると見込んでいます。

本計画は、高齢者の抱える多様な課題、ニーズに対応するため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに進化・推進させ、高齢者を含めたすべての人々を対象とする地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指し、策定いたしました。

令和3年度から5年度までの3年間は、本計画に基づき、地域包括支援センターの充実、自立生活支援の推進、介護サービスの適切な提供などに取り組み、高齢者の皆さんを地域全体で支え、高齢者の皆さんが住み慣れた地域において、健康で生きがいをもち、安心して暮らすことができるよう、第2次総合計画における健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を推進して参ります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案を頂きました中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

中野市長 湯本 隆英

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
5 日常生活圏域の設定.....	4
6 計画策定の視点.....	5
第2章 中野市の概況	9
1 人口の推移と将来推計.....	10
2 高齢者のいる世帯の推移.....	12
3 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計.....	13
4 第7期計画の振り返り.....	14
5 アンケート調査結果からみる現状.....	32
第3章 計画の基本的考え方	45
1 基本理念.....	46
2 基本目標.....	47
3 施策体系.....	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進.....	50
基本目標2 健康生活の維持・向上と生きがいづくり.....	59
基本目標3 介護予防・重度化防止・自立生活の支援.....	64
基本目標4 介護サービスの適切な提供.....	76
第5章 計画の推進体制	95
1 計画の推進体制.....	96
2 計画の進行管理.....	97
3 計画の周知・啓発.....	98
資料編	99
1 計画の策定経過.....	100
2 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会設置要綱.....	101
3 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会委員名簿.....	102

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名称については、元の表記を使用しています。



第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者は年々増加し続けており、長野県においては令和2年10月1日現在の高齢者人口が約65万人、高齢化率は32.3%、本市においては高齢者人口が13,646人、高齢化率は32.4%となっています。（長野県「毎月人口異動調査」より。高齢化率は年齢不詳を除いて算出。）

今後も更に高齢化が進行していくことが予想されており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する一方、担い手となる現役世代の減少や介護者を取り巻く諸課題に対応していくことが求められます。

「中野市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）において、団塊世代[※]すべてが75歳以上となる令和7（2025）年を見据えた計画として、地域共生社会[※]の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や地域包括ケアシステム[※]の構築・深化を目標として、「第2次中野市総合計画」における健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」に取り組んできました。

「中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、第7期計画に引き続いて団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代[※]が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応や近年頻発している災害及び感染症への対策等を盛り込み、本市の高齢者福祉施策と介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組み等について示し、各事業の安定的運営を目的として策定したものです。

※団塊世代：一般的に昭和22（1947）年から昭和24（1949）年までの間に生まれた世代を指します。

※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

※地域包括ケアシステム：限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

※団塊ジュニア世代：一般的に昭和46（1971）年から昭和49（1974）年までの間に生まれた世代を指します。

2 計画の位置付け

1 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

老人福祉計画とは

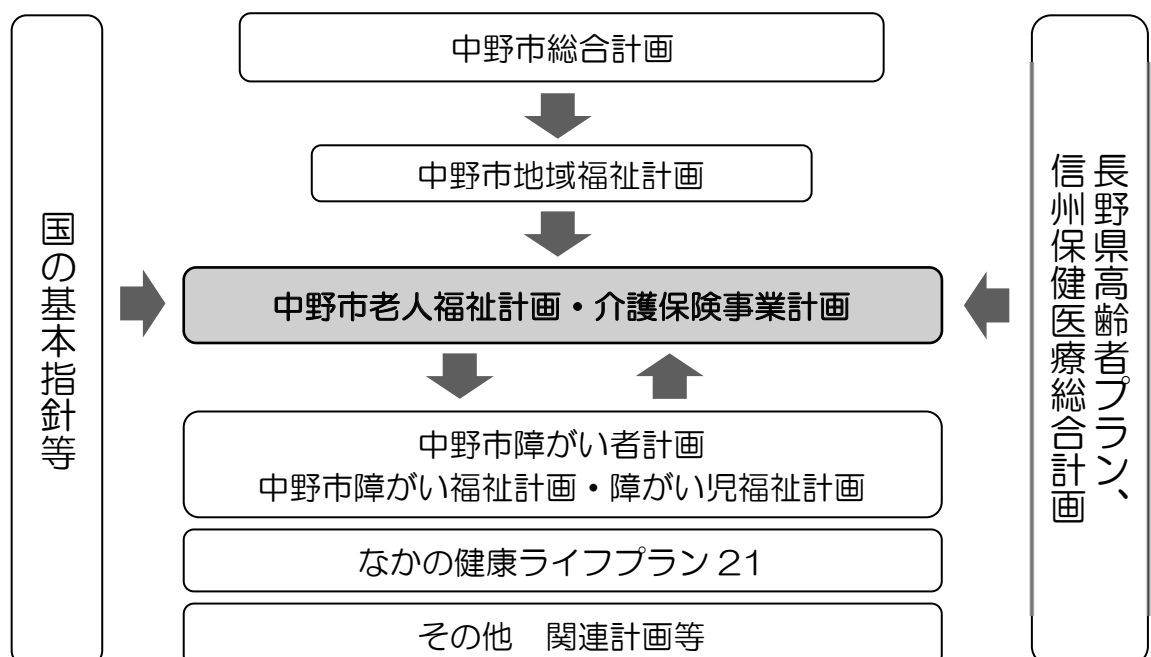
老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」を指すもので、高齢者を対象とした居宅生活支援や福祉施設等（老人福祉法に定められた「老人福祉事業」）に関する目標量とその確保方策について定める計画です。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされています。

介護保険事業計画とは

介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を指すもので、介護サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画です。この計画は、3 年を 1 期として策定することとされています。

2 関連計画等との位置付け

本計画は、「第 2 次中野市総合計画」の方向性に基づいた高齢者施策に関する計画であり、国の基本指針等を踏まえ、本市の福祉分野においては「中野市地域福祉計画」を上位計画として、「中野市障がい者計画」や「中野市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「なかの健康ライフプラン 21」等の関連計画との整合を図りながら策定した計画です。



● 3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間で1期とする計画です。

なお、本計画は団塊世代が75歳以上となる令和7年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な視点を持つ計画です。



● 4 計画の策定体制

本計画の策定に際しては、アンケート調査や第7期計画における高齢者福祉施策及び介護保険事業の実績等に基づいた評価を実施し、庁内においては介護保険担当、福祉担当、保健担当等の関係課で協議・検討を行い、計画案を作成しました。

また、作成した計画案等については、「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会」において意見交換を行い、中野市介護保険事業運営協議会から意見を聴取するとともに、パブリックコメントにより市民の意見を広く聴取しました。

● 5 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、地理的条件、人口、道路交通事情等の社会的条件及び介護保険施設等の整備状況を総合的に勘案し、概ね30分程度で行き来できる圏域であることから、第7期計画に引き続き、市内全域を一つの日常生活圏域と設定します。

6 計画策定の視点

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年と団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要を踏まえた中長期的な視野での第8期計画の位置付けを明確にし、具体的な目標やその取組内容を計画として示していくことが必要となります。

特に、サービス基盤の整備に当たっては、介護需要の大きな傾向を把握したうえで中長期的な動向を踏まえて第8期計画での取組みを検討していくことが求められます。

2 地域共生社会の実現

第7期計画においても「地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる」という地域共生社会の考え方に基づいて、その実現に取り組んできましたが、第8期計画においても引き続き取り組んでいくことが重要です。

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度の重要な目的として、

- ① 被保険者が要介護状態等となることを予防すること
- ② 要介護状態等となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること

があります。

そのため、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・日常生活支援総合事業の推進等、介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る長野県との情報連携の強化

有料老人ホーム[※]とサービス付き高齢者向け住宅[※]は介護需要の受皿を担っており、住まいと生活支援を一体的に提供する等の取組みも進められています。そのため、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切なサービス基盤整備に向けて、長野県との情報連携を強化することや、現在の整備状況を踏まえつつ第8期計画を推進していくことが必要です。

5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づいて、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として様々な施策が推進されています。

【認知症施策推進大綱の5つの柱】

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリー[※]の推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

なお、この大綱において、「共生」とは認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされています。また、「予防」とは“認知症にならない”という意味ではなく、“認知症になることを遅らせる”、“認知症になっても進行を緩やかにする”という意味とされています。

これらの言葉を含め、偏見や誤解が生じないように、正しい意味が伝わるよう努め、「共生」を基盤としながら取組みを進める等の配慮が必要です。

※有料老人ホーム：老人福祉施設等以外の施設であって、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する施設です。

※サービス付き高齢者向け住宅：安否確認や生活相談等のサービスを提供する賃貸等の住まいです。必要に応じ介護保険サービスを利用することもできます。

※認知症バリアフリー：認知症になっても住み慣れた地域で暮らすための障壁がないという意味です。

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

こうした状況に対応していくため、介護人材の確保に関する取組みや方針等について第8期計画に記載し、計画的に長野県と連携しつつ取り組むことが必要です。

また、介護予防・日常生活支援総合事業等の担い手の確保や介護現場の業務改善・文書量削減、ロボット・ICT※活用等による業務効率化の推進等も重要です。

7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、そうした状況に対応可能な体制を整備することが重要です。

介護サービス事業所等と連携して、防災や感染症対策の周知・啓発、研修、訓練等を実施することや、関係課と連携して必要な物資の備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること、長野県や関係団体と連携した支援・応援体制の構築等が求められます。

また、災害や感染症対策の一環として、ICT等を活用した業務のオンライン化を推進することも重要です。

※ I C T : Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の総称のことです。



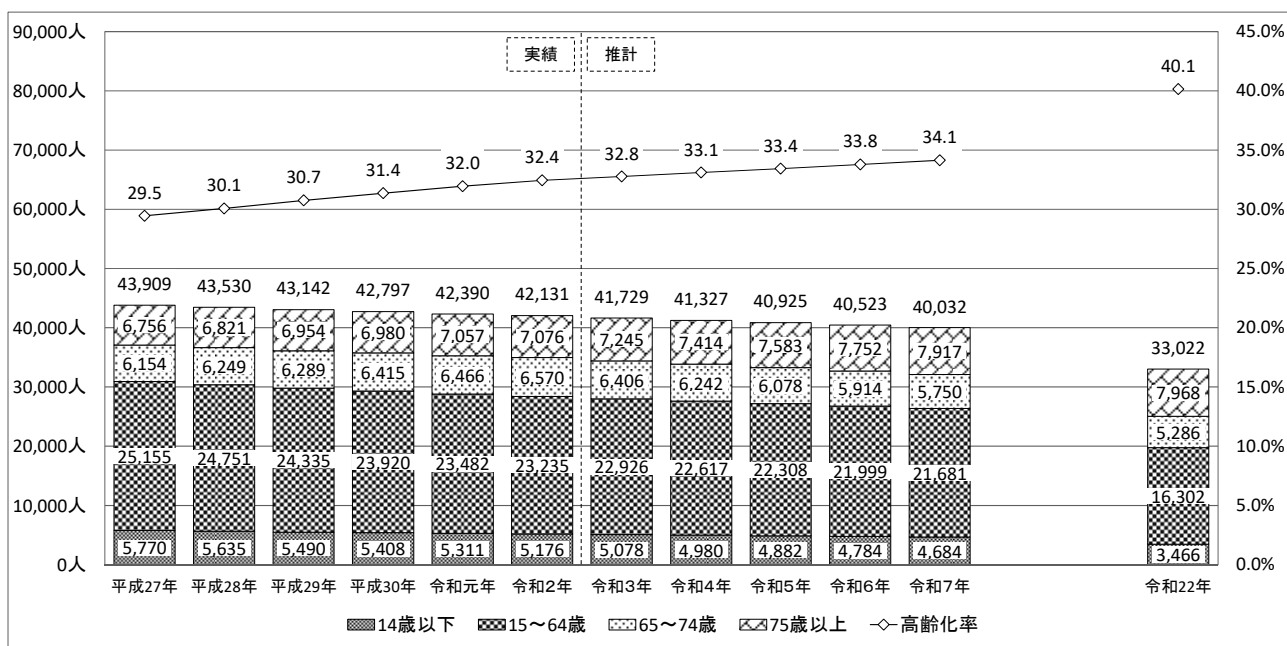
第2章 中野市の概況

1 人口の推移と将来推計

人口の推移をみると、総人口は減少し続けており、令和2年には42,131人となっています。また、年齢区分でみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して、「65～74歳」と「75歳以上」は増加傾向となっています。そのため、高齢化率も上昇しており、令和2年の高齢化率は32.4%となっています。

将来推計をみると、総人口は今後も減少傾向が続き、令和7年には40,032人、高齢化率が34.1%になると推計しています。また、令和22年には総人口が33,022人まで減少し、高齢化率が40.1%になると推計しています。

総人口と高齢化率



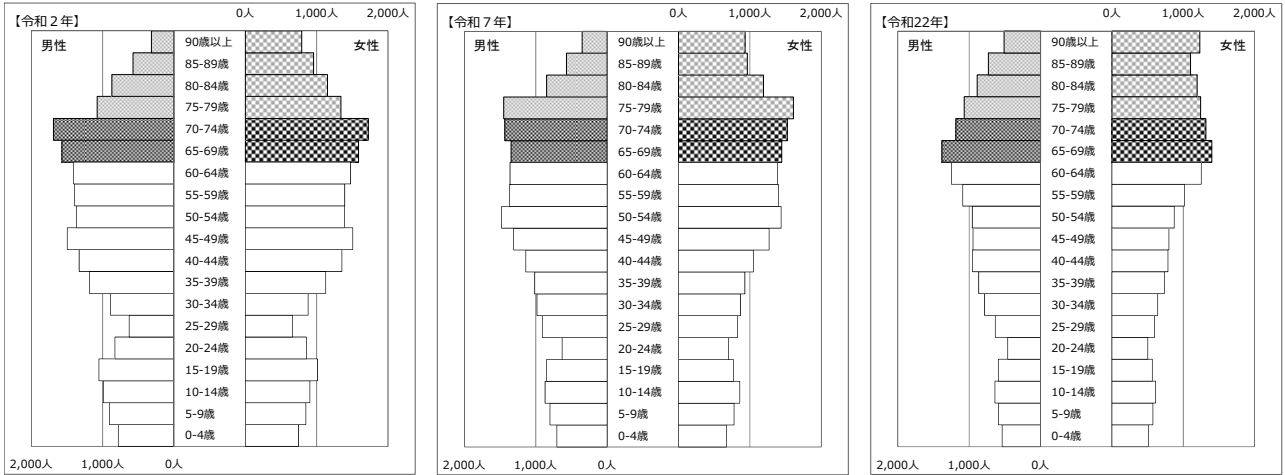
※各年10月1日現在

※平成27年は国勢調査、平成28年～令和2年は長野県「毎月人口異動調査」より（年齢不詳を含むため、年齢区分の合計が総人口と合致しない場合があります。また、高齢化率は年齢不詳を除いて算出しています）

※令和3年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を基に推計

人口ピラミッドによる人口の推移をみると、令和7年、令和22年と推移するにつれて全体的な人口減少が進んでいることがみてとれます。また、59歳以下の人口減少が顕著となっており、その一方で60歳以上の減少幅は緩やかで、特に80歳以上では増加していることから、高齢者の全体に占める割合が多くなっています。

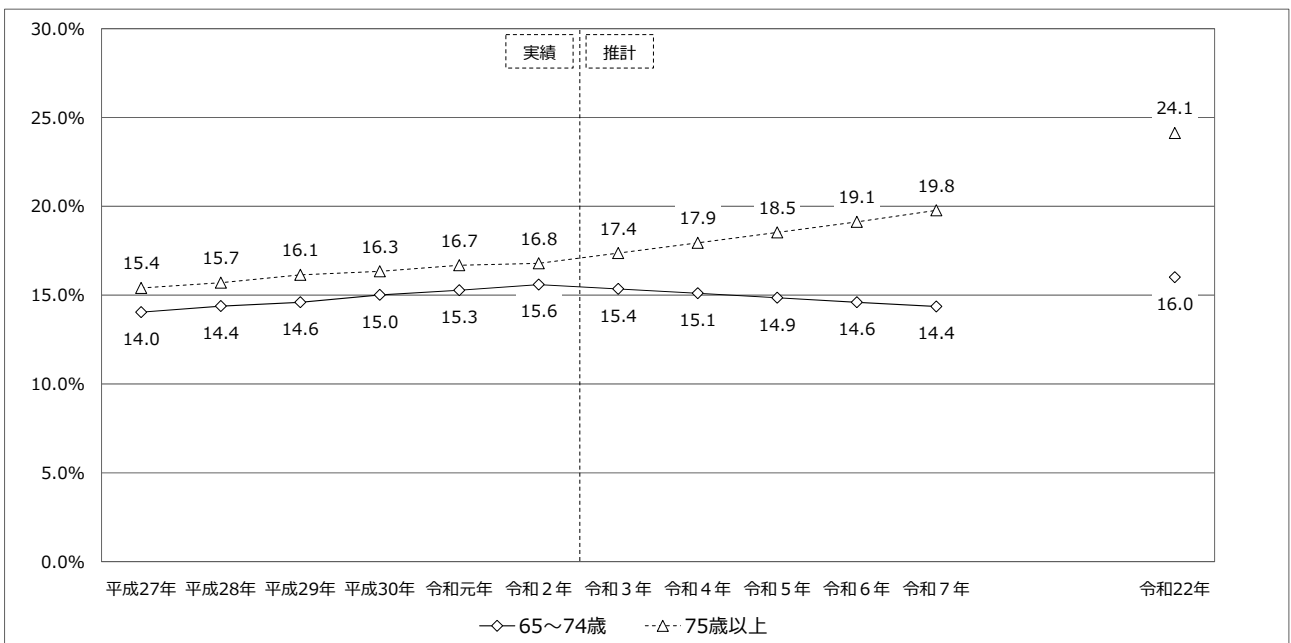
人口ピラミッド



総人口に対する高齢者の割合の推移をみると、「75歳以上」の割合は今後も増加傾向で推移していくと見込んでいます。それに対して、「65～74歳」の割合は今後緩やかな減少傾向で推移した後に増加すると見込んでいます。

なお、令和22年には「75歳以上」の割合が24.1%、「65～74歳」の割合が16.0%になる見込みです。

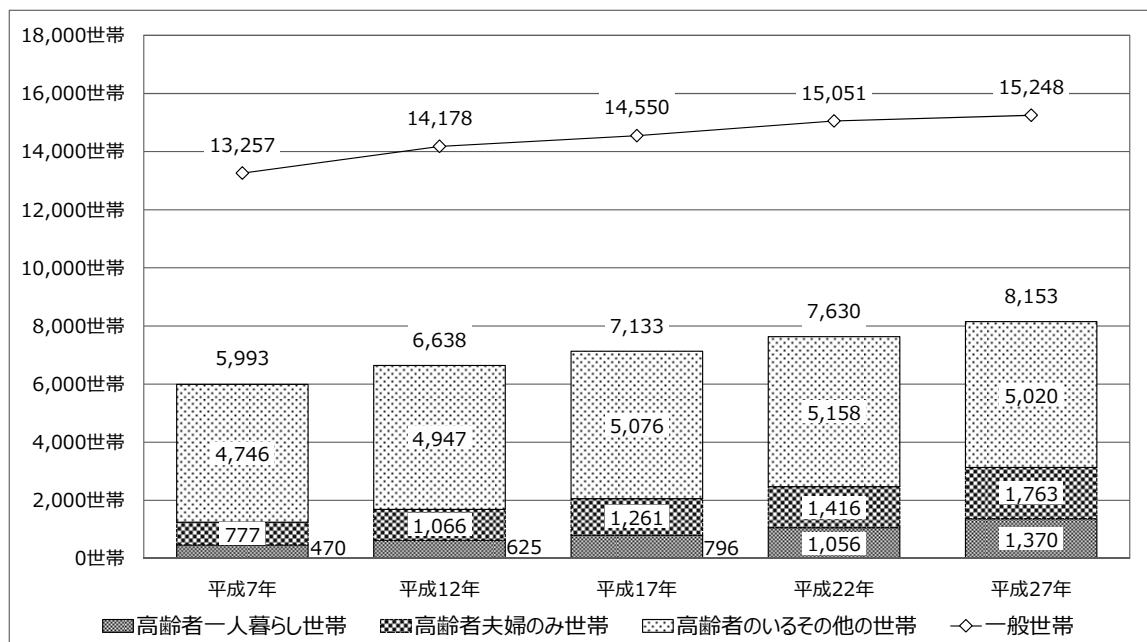
総人口に対する高齢者人口の割合



2 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯の推移をみると、「一般世帯」と「高齢者のいる世帯」は年々増加しており、平成27年には「一般世帯」が15,248世帯、「高齢者のいる世帯」が8,153世帯となっており、「一般世帯」に占める「高齢者のいる世帯」の割合は53.5%となっています。

「高齢者のいる世帯」の内訳をみると、「高齢者一人暮らし世帯」と「高齢者夫婦のみ世帯」の占める割合がともに増加しており、「高齢者のいる世帯」に占める割合を平成7年と平成27年とで比較すると、ともに9ポイント程度の増加となっています。



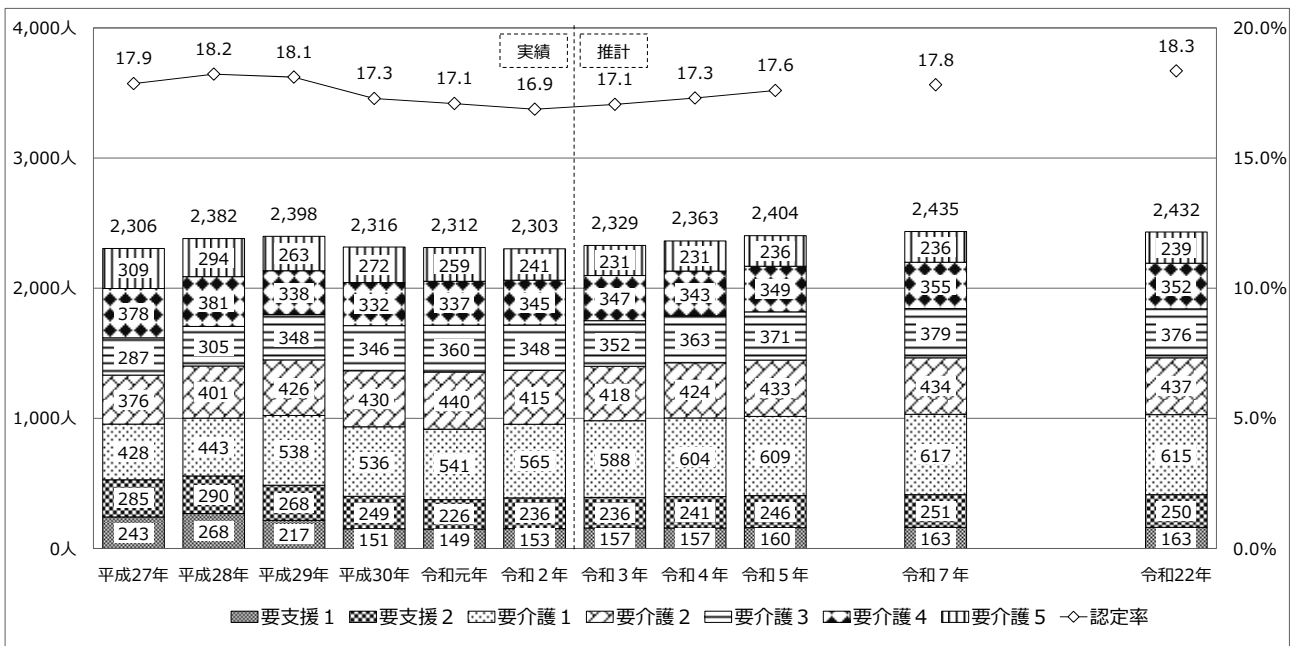
※国勢調査より(「高齢者夫婦のみ世帯数」は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	13,257	100.0%	14,178	100.0%	14,550	100.0%	15,051	100.0%	15,248	100.0%
高齢者のいる世帯	5,993	45.2%	6,638	46.8%	7,133	49.0%	7,630	50.7%	8,153	53.5%
高齢者一人暮らし世帯	470	7.8%	625	9.4%	796	11.2%	1,056	13.8%	1,370	16.8%
高齢者夫婦のみ世帯	777	13.0%	1,066	16.1%	1,261	17.7%	1,416	18.6%	1,763	21.6%
高齢者のいるその他の世帯	4,746	79.2%	4,947	74.5%	5,076	71.2%	5,158	67.6%	5,020	61.6%

3 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は平成 29 年までは増加傾向となっていました。平成 30 年にかけて減少に転じ、令和 2 年は 2,303 人となっています。要介護度別の認定者数を平成 27 年と令和 2 年で比較すると、「要支援 1」と「要支援 2」、「要介護 4」、「要介護 5」が減少しているのに対して、「要介護 1」と「要介護 2」、「要介護 3」は増加しています。

将来推計をみると、今後はわずかに増加していき、令和 7 年には認定者の総数が 2,435 人で認定率が 17.8%、令和 22 年には認定者の総数が 2,432 人で認定率が 18.3%になると見込んでいます。



※各年9月末日現在

※平成 27 年～令和 2 年は「介護保険事業状況報告（月報）」より。令和 3 年以降は推計

※認定率は第 1 号被保険者数に対する認定者総数の割合

4 第7期計画の振り返り

※令和元年度から令和2年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した事業や実績値が少ない事業等があります。

1 「地域包括ケアシステムの構築・推進」に関する振り返り

(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が要介護状態等になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービス等との一体的な提供を目指して、北信地域医療・介護連携関係者連絡会において、「北信地域入退院医療・介護連携ルール」を策定したほか、多職種連携研修会の開催、医療・介護関係者に向けた相談窓口の設置等を行い、医療機関や介護サービス事業者等の関係者の情報共有や連携強化を図ってきました。

また、市民向けのエンディングノート[※]を作成し、普及・啓発を図りました。

今後も引き続き、医療・介護関係者の連携強化を図ることが必要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第1章 在宅医療・介護連携の推進				
多職種連携研修会開催回数				
計画値	(回)			2
実績値		0	1	1
達成率				50.0%

(2) 認知症施策の推進

認知症への対策として、早期の相談支援の実施や認知症初期集中支援チーム[※]の設置及び定期的なチーム員会議の開催等により、早期支援・早期治療につなげるよう努めてきました。

また、認知症の人だけでなく、その家族への支援として家族介護者交流会の実施や、徘徊高齢者の早期発見・保護のためのネットワークの充実、さらには認知症サポーター[※]の育成及び支援等にも取り組んできました。

その一方で、認知症の人の身近な居場所となる認知症カフェ[※]については、設置団体等への補助金交付等を行っているものの、設置数が少ないことが課題となっています。認知症の人やその家族の声を聞く場が少ないことや企業や学生の認知症サポーターの養成、認知症の人と支援者とをつなぐコーディネーターの立ち上げ等も課題といえます。

※エンディングノート：将来、人生の最期を迎えたときに、大切な家族や友人に向けて自分の気持ちや思いなど伝えておきたいことを書き留めておくノートです

※認知症初期集中支援チーム：認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して対応する、医師、保健師、介護支援専門員、社会福祉士などで構成された専門家チームです。認知症の診断や適切な医療サービス、介護サービス利用の検討・紹介などの初期に必要な支援を行います。

※認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。

※認知症カフェ：認知症である本人やその家族、地域住民等が気軽に集い、社会参加・交流・情報交換が行える場所です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第2章 認知症施策の推進				
認知症サポーター数				
計画値	(人)			4,850
実績値		4,534	5,085	5,285
達成率				109.0%
認知症カフェ設置数				
計画値	(か所)			10
実績値		2	2	3
達成率				30.0%

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

日常生活を支えるための基盤整備として、多様な主体が参加する第1層（中野市全域）協議体※を発足し地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスが提供される、支え合う地域づくりを推進してきました。

その中で、地域ニーズや課題の把握をはじめ、集いの場のへの支援や地域における支え合いの担い手の育成、第1層及び第2層（各地区等）の生活支援コーディネーター※の配置と活動推進等に取り組んできました。

今後に向けては、第1層及び第2層協議体への民間企業の参加や行政の地域づくりへの意識の共有・連携が求められます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第3章 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進				
高齢者地域サロン開催回数				
計画値	(回)			60
実績値		57	55	60
達成率				100.0%
地域支え合い支援者養成者数				
計画値	(人)			60
実績値		0	24	0
達成率				0.0%

※協議体：市、生活支援コーディネーターのほか、ボランティア団体、NPO等、地域の多様な活動主体が参画する定期的な情報共有・連携強化の場です。

※生活支援コーディネーター：ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行います。

(4) 地域ケア会議※の推進

地域ケア会議において保健・医療・福祉等の関係者の情報交換等を行っており、地域ケア個別会議では権利擁護や困難事例の検討を行ってきました。

今後は、多様な職種や関係機関との連携・協働により、地域包括支援のネットワーク構築を進めることが重要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第4章 地域ケア会議の推進				
保健・医療・福祉事例検討会開催回数				
計画値	(回)			9
実績値		9	8	1
達成率				11.1%
地域ケア個別会議開催回数				
計画値	(回)			6
実績値		4	3	5
達成率				83.3%

(5) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、それぞれの生活のニーズに合った支援を行ってきました。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第5章 高齢者の居住安定に係る施策との連携				
居宅介護(予防)住宅改修費支給人数				
計画値	(人(延べ))			132
実績値		131	100	115
達成率				87.1%
住宅改良費助成人数				
計画値	(人)			5
実績値		5	5	7
達成率				140.0%
養護老人ホームへの入所措置人数				
計画値	(人)			34
実績値		27	22	21
達成率				61.8%

※地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくための地域包括支援センター又は市町村が開催する会議です。

2 「健康生活の維持・向上と生きがいづくり」に関する振り返り

(1) 健康づくりの推進

健康づくりについては、本市の健康づくり計画である「なかの健康ライフプラン 21（第2次）」に基づいて、健康寿命の延伸を目標として各種施策を推進しています。

市民の健康づくりへの取組みに応じてポイントを付与する健康づくりポイントを導入する等、今後も引き続き、計画に基づいて各種施策に取り組んでいきます。

(2) 生きがいづくり・社会参加の推進

① 就業支援

高齢者が今まで培った能力や経験を生かして就業の機会を確保・提供できるよう、シルバー人材センター等の取組みを推進してきました。

今後も引き続き、高齢者の就業機会確保を支援し、地域社会の活性化に努めていきます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
1 就業支援				
中野広域シルバー人材センター会員数				
計画値	(人)			950
実績値		886	872	840
達成率				88.4%
上記のうち、中野市の人数				
計画値	(人)			700
実績値		664	649	625
達成率				89.3%

② 生きがいつくり・社会参加の支援

高齢者の健康維持や介護予防のために社会参加を促進する取組みとして、老人クラブ連合会と単位クラブへの支援や交通機関の乗車券と温泉利用助成券の共通券の交付、運動施設等の整備への補助、集いの場としての高齢者センターの運営、長寿のお祝い等を実施してきました。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
2 生きがいつくり・社会参加の支援				
老人クラブ数				
計画値	(団体)			36
実績値		34	31	29
達成率				80.6%
老人クラブ会員数				
計画値	(人)			1,800
実績値		1,562	1,409	1,291
達成率				71.7%
シルバー乗車券・温泉利用助成券給付対象者数				
計画値	(人)			11,500
実績値		10,501	10,822	11,039
達成率				96.0%
イキイキ生きがい施設整備補助件数				
計画値	(件)			1
実績値		0	0	0
達成率				0.0%
高齢者センター利用者数				
計画値	(人(延べ))			1,000
実績値		1,266	1,192	1,100
達成率				110.0%
(高齢者祝賀事業)祝品贈呈対象者数(88歳)				
計画値	(人)			410
実績値		292	305	332
達成率				81.0%
(高齢者祝賀事業)祝品贈呈対象者数(99歳以上)				
計画値	(人)			140
実績値		69	26	18
達成率				12.9%
(高齢者祝賀事業)敬老会補助対象者数				
計画値	(人)			11,500
実績値		10,003	10,400	11,410
達成率				99.2%
(高齢者祝賀事業)金婚式出席者数				
計画値	(組)			70
実績値		30	22	18
達成率				25.7%

3 「介護予防・重度化防止・自立生活の支援」に関する振り返り

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービスの確保と提供

要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が、要介護又は要支援状態となることを予防するため、閉じこもり予防や自立支援につながる通所型サービスと、地域において自立した生活を送ることができるように家事援助等の生活支援を行う訪問型サービスを実施してきました。

また、サービスの適切な利用に向けて、本人の心身状態に応じたケアプラン作成にも努めてきました。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
1 介護予防・生活支援サービスの確保と提供				
訪問介護相当サービス				
計画値	(人/年)	720	763	808
実績値		535	520	500
達成率		74.3%	68.2%	61.9%
訪問型サービスA				
計画値	(人/年)	82	86	90
実績値		67	42	40
達成率		81.7%	48.8%	44.4%
訪問型サービスC				
計画値	(人/年)	60	60	60
実績値		45	30	20
達成率		75.0%	50.0%	33.3%
通所介護相当サービス				
計画値	(人/年)	2,280	2,302	2,440
実績値		1,953	2,227	2,300
達成率		85.7%	96.7%	94.3%
通所型サービスA				
計画値	(人/年)	1,968	2,006	2,045
実績値		2,842	2,685	2,400
達成率		144.4%	133.8%	117.4%
通所型サービスC(いきいき筋トレ教室)				
計画値	(回/年)	128	128	128
実績値		128	128	256
達成率		100.0%	100.0%	200.0%
計画値	(人/年)	1,100	1,100	1,100
実績値		725	641	1,100
達成率		65.9%	58.3%	100.0%
通所型サービスC(らくらくマシン教室)				
計画値	(回/年)	128	128	令和2年度より、いきいき筋トレ教室と合併
実績値		128	128	
達成率		100.0%	100.0%	
計画値	(人/年)	1,100	1,100	
実績値		961	888	
達成率		87.4%	80.7%	

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
1 介護予防・生活支援サービスの確保と提供				
通所型サービスC(お口きたえて体も元気教室)				
計画値	(回/年)	30	30	30
実績値		30	30	30
達成率		100.0%	100.0%	100.0%
計画値	(人/年)	240	240	240
実績値		207	213	150
達成率		86.3%	88.8%	62.5%
介護予防ケアマネジメント				
計画値	(人/年)	2,820	2,900	3,000
実績値		2,197	2,216	2,250
達成率		77.9%	76.4%	75.0%

② 介護予防の普及・啓発と活動への支援

介護予防に関する知識の普及・啓発をはじめ、介護予防の対象者の把握、地域における自主的な介護予防やリハビリテーション活動の支援等に取り組んでいます。

また、新たにボランティアの活動実績をポイントとして評価する「介護支援ボランティアポイント」を導入し、ボランティア活動の活性化や介護予防、生きがいづくりを図ってきました。

その一方で、知識に関する普及・啓発の手段が限られていることや地域で活動できるサポーター数が限られていること、地域ケア会議等のネットワークにリハビリテーション専門職の関与を促進すること、ボランティア活動の場の拡大等が課題となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
2 介護予防の普及・啓発と活動への支援				
介護予防情報誌「粹」発行回数				
計画値	(回)			2
実績値		2	2	2
達成率				100.0%
認知症を考える会開催回数				
計画値	(回)			1
実績値		1	1	1
達成率				100.0%
健康教育				
計画値	(回)			50
実績値		95	92	90
達成率				180.0%
計画値	(人(延べ))			1,300
実績値		1,359	1,259	1,000
達成率				76.9%
さんさん講座				
計画値	(回)			25
実績値		20	21	24
達成率				96.0%
計画値	(人(延べ))			500
実績値		630	1,016	1,000
達成率				200.0%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
2 介護予防の普及・啓発と活動への支援			
わかがり教室			
計画値	(回)		60
実績値	48	48	48
達成率			80.0%
計画値	(人(延べ))		1,020
実績値	461	413	720
達成率			70.6%
ひざ腰らくらく教室			
計画値	(回)		60
実績値	60	60	60
達成率			100.0%
計画値	(人(延べ))		900
実績値	703	672	600
達成率			66.7%
リハビリテーション専門職等関与件数			
計画値	(件)		30
実績値	30	40	30
達成率			100.0%
介護支援ボランティアポイント登録者数			
計画値	(人)		60
実績値			60
達成率			100.0%

(2) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターでは保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種のチームアプローチにより、幅広い支援を実施してきました。

主な支援としては、本人の状況を踏まえたケアプランの作成や総合的な相談対応（必要に応じて訪問相談も実施）、虐待防止や消費者被害防止等の権利擁護の取組み、介護支援専門員等を対象とした研修会の開催や困難事例への支援等に取り組んできました。

一方、相談件数の増加や困難事例への対応、業務の多様化等で業務内容が増大していることや様々な取組みへの体制強化及び関係機関等との連携強化が課題となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第2章 地域包括支援センターの運営			
介護予防支援利用者数			
計画値	(人(延べ))		3,864
実績値	2,216	2,408	2,616
達成率			67.7%
総合相談支援相談件数			
計画値	(件)		3,000
実績値	2,827	3,527	3,600
達成率			120.0%
介護支援専門員連絡会・研修会開催回数			
計画値	(回)		15
実績値	12	11	6
達成率			40.0%
介護支援専門員に対する個別指導等相談件数			
計画値	(件)		250
実績値	329	343	360
達成率			144.0%

(3) 家族介護者への支援

家族介護者の負担軽減のため、高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク[※]の支援体制強化や介護用品にかかる費用の助成、家族介護者の交流会等を実施してきました。

今後に向けた課題としては、高齢者見守り・徘徊SOSネットワークのより一層の周知や介護用品給付に係る対象商品の拡大、家族介護者交流会への参加者減少への対策等があげられます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第3章 家族介護者への支援			
徘徊高齢者家族支援助成件数			
計画値	(件)		5
実績値	0	0	1
達成率			20.0%
高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業(利用登録者数)			
計画値	(人)		100
実績値	69	61	70
達成率			70.0%
高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業(支援者登録数)			
計画値	(人)		650
実績値	495	506	530
達成率			81.5%
介護用品給付事業利用件数			
計画値	(件)		3,600
実績値	3,152	3,177	3,500
達成率			97.2%
家族介護者交流事業参加者数			
計画値	(人)		60
実績値	54	40	50
達成率			83.3%

※高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク：地域の高齢者に対して、日頃から優しく見守りや声かけをし、徘徊による行方不明などの緊急事態が起こった時には、地域の皆さんの目で探すことのできるネットワークです。

(4) その他の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう、多様なニーズに対応した支援を実施してきました。

一部の事業では利用が計画値の7割程度となっているものがみられたため、利用者のニーズ等を踏まえて、事業内容の検討や周知に努めていくことが重要です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第4章 その他の支援			
訪問理容・美容料助成利用件数			
計画値	(件)		650
実績値	490	649	450
達成率			69.2%
高齢者等歯科保健推進事業実施者数			
計画値	(人)		450
実績値	426	433	430
達成率			95.6%
緊急宿泊支援事業利用泊数			
計画値	(泊)		10
実績値	6	0	10
達成率			100.0%
日常生活用具給付・貸与事業(火災警報器設置数)			
計画値	(個)		10
実績値	4	7	17
達成率			170.0%
日常生活用具給付・貸与事業(緊急通報装置貸与数)			
計画値	(台)		20
実績値	16	18	20
達成率			100.0%
要介護高齢者通院費等助成件数			
計画値	(件)		2,100
実績値	2,016	2,283	2,100
達成率			100.0%
高齢者世帯通院費等助成件数			
計画値	(件)		6,200
実績値	5,385	5,130	4,800
達成率			77.4%
救急医療情報カード整備世帯数			
計画値	(件)		2,000
実績値	1,673	1,795	1,875
達成率			93.8%
住宅改修支援事業助成件数			
計画値	(件)		5
実績値	8	0	10
達成率			200.0%
介護サービス利用奨励給付金給付者数			
計画値	(人)		220
実績値	340	166	170
達成率			77.3%
配食サービス利用食数			
計画値	(食)		22,800
実績値	17,014	14,920	15,600
達成率			68.4%
介護相談員訪問施設数			
計画値	(件)		35
実績値	33	35	中止
達成率			—

4 「介護サービスの適切な提供」に関する振り返り

(1) 予防給付の状況

介護予防サービスの利用状況をみると、利用が多いサービスは「介護予防訪問看護」や「介護予防福祉用具貸与」、「特定介護予防福祉用具購入費」、「介護予防住宅改修」等となっており、計画値を上回る利用となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
	実績値	0千円	0千円	0千円
	達成率	—	—	—
回数	計画値	0回	0回	0回
	実績値	0回	0回	0回
	達成率	—	—	—
人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	—	—	—
介護予防訪問看護				
給付費	計画値	2,699千円	2,980千円	2,918千円
	実績値	2,628千円	4,094千円	4,091千円
	達成率	97.4%	137.4%	140.2%
回数	計画値	400回	440回	431回
	実績値	400回	622回	587回
	達成率	100.0%	141.4%	136.1%
人数	計画値	108人	120人	120人
	実績値	109人	142人	144人
	達成率	100.9%	118.3%	120.0%
介護予防訪問リハビリテーション				
給付費	計画値	10,346千円	12,280千円	14,038千円
	実績値	6,845千円	5,415千円	7,683千円
	達成率	66.2%	44.1%	54.7%
回数	計画値	3,722回	4,420回	5,052回
	実績値	2,423回	1,927回	2,707回
	達成率	65.1%	43.6%	53.6%
人数	計画値	360人	420人	480人
	実績値	243人	202人	288人
	達成率	67.5%	48.1%	60.0%
介護予防居宅療養管理指導				
給付費	計画値	698千円	776千円	884千円
	実績値	817千円	414千円	200千円
	達成率	117.0%	53.4%	22.7%
人数	計画値	84人	96人	108人
	実績値	96人	51人	24人
	達成率	114.3%	53.1%	22.2%
介護予防通所リハビリテーション				
給付費	計画値	18,236千円	18,713千円	19,183千円
	実績値	14,848千円	14,179千円	12,889千円
	達成率	81.4%	75.8%	67.2%
人数	計画値	516人	528人	540人
	実績値	413人	371人	336人
	達成率	80.0%	70.3%	62.2%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防サービス				
介護予防短期入所生活介護				
給付費	計画値	1,898千円	1,899千円	1,899千円
	実績値	2,322千円	614千円	307千円
	達成率	122.3%	32.3%	16.2%
日数	計画値	288日	288日	288日
	実績値	361日	95日	48日
	達成率	125.3%	33.0%	16.7%
人数	計画値	48人	48人	48人
	実績値	58人	20人	12人
	達成率	120.8%	41.7%	25.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)				
給付費	計画値	359千円	359千円	359千円
	実績値	253千円	99千円	0千円
	達成率	70.5%	27.6%	0.0%
日数	計画値	42日	42日	42日
	実績値	37日	11日	0日
	達成率	88.1%	26.2%	0.0%
人数	計画値	12人	12人	12人
	実績値	6人	2人	0人
	達成率	50.0%	16.7%	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護				
給付費	計画値	816千円	816千円	816千円
	実績値	821千円	451千円	188千円
	達成率	100.6%	55.3%	23.0%
人数	計画値	24人	24人	24人
	実績値	24人	17人	12人
	達成率	100.0%	70.8%	50.0%
介護予防福祉用具貸与				
給付費	計画値	6,905千円	7,260千円	7,561千円
	実績値	7,590千円	9,431千円	11,849千円
	達成率	109.9%	129.9%	156.7%
人数	計画値	1,632人	1,716人	1,788人
	実績値	1,793人	2,077人	2,400人
	達成率	109.9%	121.0%	134.2%
特定介護予防福祉用具購入費				
給付費	計画値	636千円	636千円	636千円
	実績値	655千円	1,030千円	1,257千円
	達成率	103.0%	161.9%	197.6%
人数	計画値	36人	36人	36人
	実績値	37人	44人	48人
	達成率	102.8%	122.2%	133.3%
介護予防住宅改修				
給付費	計画値	3,348千円	3,348千円	3,348千円
	実績値	4,189千円	2,838千円	4,553千円
	達成率	125.1%	84.8%	136.0%
人数	計画値	36人	36人	36人
	実績値	45人	32人	48人
	達成率	125.0%	88.9%	133.3%

地域密着型介護予防サービスは、「介護予防認知症対応型通所介護」の利用のみとなっており、給付費は計画値の6割程度となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
給付費	計画値	1,611千円	1,612千円	1,612千円
	実績値	1,089千円	897千円	895千円
	達成率	67.6%	55.6%	55.5%
回数	計画値	216回	216回	216回
	実績値	156回	130回	140回
	達成率	72.2%	60.2%	65.0%
人数	計画値	24人	24人	24人
	実績値	21人	27人	36人
	達成率	87.5%	112.5%	150.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護				
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
	実績値	0千円	0千円	0千円
	達成率	—	—	—
人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	—	—	—
介護予防認知症対応型共同生活介護				
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
	実績値	0千円	0千円	0千円
	達成率	—	—	—
人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	—	—	—

介護予防支援は計画値の概ね6～7割程度の利用でした。介護予防・日常生活支援総合事業への移行が見込み以上に多かったことが、計画値を下回った要因の一つであると考えます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防支援				
給付費	計画値	15,679千円	16,093千円	16,346千円
	実績値	9,712千円	10,653千円	12,848千円
	達成率	61.9%	66.2%	78.6%
人数	計画値	3,708人	3,804人	3,864人
	実績値	2,216人	2,408人	2,820人
	達成率	59.8%	63.3%	73.0%

(2) 介護給付の状況

居宅サービスの利用状況をみると、利用が多いサービスは「訪問看護」や「居宅療養管理指導」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護（老健）」、「特定施設入居者生活介護」、「特定福祉用具購入費」等となっており、計画値を上回る利用となっています。それ以外のサービスは概ね計画値に近い利用状況となっていますが、「訪問入浴介護」と「訪問リハビリテーション」はやや利用が少ない状況です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅サービス				
訪問介護				
給付費	計画値	217,914千円	237,332千円	258,598千円
	実績値	213,136千円	222,475千円	237,664千円
	達成率	97.8%	93.7%	91.9%
回数	計画値	80,882回	88,057回	95,969回
	実績値	78,301回	81,763回	83,651回
	達成率	96.8%	92.9%	87.2%
人数	計画値	3,432人	3,732人	4,068人
	実績値	3,721人	4,009人	3,768人
	達成率	108.4%	107.4%	92.6%
訪問入浴介護				
給付費	計画値	18,529千円	19,238千円	20,118千円
	実績値	13,660千円	13,484千円	15,498千円
	達成率	73.7%	70.1%	77.0%
回数	計画値	1,573回	1,633回	1,706回
	実績値	1,128回	1,092回	1,243回
	達成率	71.7%	66.9%	72.9%
人数	計画値	324人	336人	348人
	実績値	261人	240人	228人
	達成率	80.6%	71.4%	65.5%
訪問看護				
給付費	計画値	69,731千円	72,825千円	75,995千円
	実績値	79,851千円	82,837千円	93,399千円
	達成率	114.5%	113.7%	122.9%
回数	計画値	8,615回	8,984回	9,365回
	実績値	9,592回	10,040回	11,611回
	達成率	111.3%	111.8%	124.0%
人数	計画値	2,124人	2,268人	2,412人
	実績値	2,287人	2,377人	2,544人
	達成率	107.7%	104.8%	105.5%
訪問リハビリテーション				
給付費	計画値	39,827千円	41,521千円	42,952千円
	実績値	33,490千円	28,786千円	27,997千円
	達成率	84.1%	69.3%	65.2%
回数	計画値	13,555回	14,128回	14,617回
	実績値	11,770回	9,938回	9,623回
	達成率	86.8%	70.3%	65.8%
人数	計画値	1,284人	1,344人	1,404人
	実績値	1,164人	1,020人	912人
	達成率	90.7%	75.9%	65.0%
居宅療養管理指導				
給付費	計画値	9,921千円	10,952千円	11,979千円
	実績値	11,899千円	12,422千円	13,288千円
	達成率	119.9%	113.4%	110.9%
人数	計画値	1,296人	1,428人	1,560人
	実績値	1,825人	1,910人	1,764人
	達成率	140.8%	133.8%	113.1%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅サービス				
通所介護				
給付費	計画値	634,924千円	698,057千円	779,462千円
	実績値	645,088千円	642,718千円	644,879千円
	達成率	101.6%	92.1%	82.7%
回数	計画値	80,986回	89,182回	99,805回
	実績値	82,032回	81,012回	80,684回
	達成率	101.3%	90.8%	80.8%
人数	計画値	8,244人	9,012人	10,020人
	実績値	8,895人	8,804人	8,400人
	達成率	107.9%	97.7%	83.8%
通所リハビリテーション				
給付費	計画値	113,732千円	120,132千円	127,196千円
	実績値	103,123千円	106,435千円	105,236千円
	達成率	90.7%	88.6%	82.7%
回数	計画値	11,683回	12,306回	12,998回
	実績値	11,266回	11,372回	10,882回
	達成率	96.4%	92.4%	83.7%
人数	計画値	1,668人	1,752人	1,836人
	実績値	1,710人	1,771人	1,596人
	達成率	102.5%	101.1%	86.9%
短期入所生活介護				
給付費	計画値	158,705千円	158,776千円	158,776千円
	実績値	186,328千円	195,646千円	180,510千円
	達成率	117.4%	123.2%	113.7%
日数	計画値	19,842日	19,842日	19,842日
	実績値	23,317日	24,217日	21,950日
	達成率	117.5%	122.0%	110.6%
人数	計画値	1,896人	1,896人	1,896人
	実績値	2,076人	2,193人	1,692人
	達成率	109.5%	115.7%	89.2%
短期入所療養介護(老健)				
給付費	計画値	95,455千円	95,498千円	100,781千円
	実績値	129,220千円	128,405千円	123,571千円
	達成率	135.4%	134.5%	122.6%
日数	計画値	8,890日	8,890日	9,385日
	実績値	11,783日	11,756日	11,182日
	達成率	132.5%	132.2%	119.1%
人数	計画値	912人	912人	924人
	実績値	1,151人	1,254人	1,116人
	達成率	126.2%	137.5%	120.8%
特定施設入居者生活介護				
給付費	計画値	51,590千円	51,614千円	51,614千円
	実績値	59,096千円	63,597千円	54,563千円
	達成率	114.5%	123.2%	105.7%
人数	計画値	336人	336人	336人
	実績値	403人	414人	372人
	達成率	119.9%	123.2%	110.7%
福祉用具貸与				
給付費	計画値	115,201千円	119,888千円	125,385千円
	実績値	116,689千円	120,877千円	129,397千円
	達成率	101.3%	100.8%	103.2%
人数	計画値	9,408人	9,792人	10,236人
	実績値	9,875人	10,139人	10,488人
	達成率	105.0%	103.5%	102.5%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅サービス				
特定福祉用具購入費				
給付費	計画値	2,640千円	2,848千円	2,848千円
	実績値	3,066千円	3,107千円	3,690千円
	達成率	116.1%	109.1%	129.6%
人数	計画値	132人	144人	144人
	実績値	137人	134人	156人
	達成率	103.8%	93.1%	108.3%
住宅改修費				
給付費	計画値	7,972千円	7,796千円	7,796千円
	実績値	7,515千円	6,424千円	10,928千円
	達成率	94.3%	82.4%	140.2%
人数	計画値	96人	96人	96人
	実績値	86人	68人	96人
	達成率	89.6%	70.8%	100.0%

地域密着型サービスの利用状況をみると、多くのサービスで8割以上の利用がされている状況です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
給付費	計画値	19,212千円	19,220千円	21,688千円
	実績値	23,773千円	16,019千円	10,628千円
	達成率	123.7%	83.3%	49.0%
人数	計画値	96人	96人	108人
	実績値	137人	79人	48人
	達成率	142.7%	82.3%	44.4%
夜間対応型訪問介護				
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
	実績値	0千円	0千円	0千円
	達成率	—	—	—
人数	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	—	—	—
地域密着型通所介護				
給付費	計画値	218,956千円	221,944千円	227,473千円
	実績値	185,849千円	189,961千円	193,963千円
	達成率	84.9%	85.6%	85.3%
回数	計画値	24,708回	25,050回	25,658回
	実績値	21,229回	21,293回	22,026回
	達成率	85.9%	85.0%	85.8%
人数	計画値	2,520人	2,556人	2,616人
	実績値	2,489人	2,551人	2,220人
	達成率	98.8%	99.8%	84.9%
認知症対応型通所介護				
給付費	計画値	60,594千円	65,366千円	69,271千円
	実績値	55,861千円	52,906千円	58,072千円
	達成率	92.2%	80.9%	83.8%
回数	計画値	6,079回	6,564回	6,950回
	実績値	5,671回	5,131回	5,425回
	達成率	93.3%	78.2%	78.1%
人数	計画値	540人	552人	552人
	実績値	534人	497人	444人
	達成率	98.9%	90.0%	80.4%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域密着型サービス				
小規模多機能型居宅介護				
給付費	計画値	55,817千円	58,778千円	67,461千円
	実績値	56,642千円	55,245千円	52,791千円
	達成率	101.5%	94.0%	78.3%
人数	計画値	276人	288人	336人
	実績値	303人	276人	252人
	達成率	109.8%	95.8%	75.0%
認知症対応型共同生活介護				
給付費	計画値	321,392千円	321,535千円	321,535千円
	実績値	312,612千円	321,872千円	337,939千円
	達成率	97.3%	100.1%	105.1%
人数	計画値	1,296人	1,296人	1,296人
	実績値	1,303人	1,315人	1,320人
	達成率	100.5%	101.5%	101.9%

施設サービスの利用状況を見ると、「介護老人福祉施設」は計画値に近い利用となっており、「介護老人保健施設」は計画値をやや上回る利用となっています。

平成30年4月から新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設され、一部の施設が「介護療養型医療施設」から「介護医療院」へ転換しました。しかし、令和元年東日本台風により近隣の「介護医療院」が被災したことから、令和2年度の実績値は減少しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
施設サービス				
介護老人福祉施設				
給付費	計画値	709,929千円	710,247千円	713,326千円
	実績値	652,076千円	672,041千円	695,592千円
	達成率	91.9%	94.6%	97.5%
人数	計画値	2,928人	2,928人	2,940人
	実績値	2,719人	2,787人	2,784人
	達成率	92.9%	95.2%	94.7%
介護老人保健施設				
給付費	計画値	490,695千円	490,915千円	490,915千円
	実績値	490,792千円	517,958千円	574,044千円
	達成率	100.0%	105.5%	116.9%
人数	計画値	1,884人	1,884人	1,884人
	実績値	1,892人	2,005人	2,076人
	達成率	100.4%	106.4%	110.2%
介護医療院				
給付費	計画値	19,595千円	39,190千円	54,832千円
	実績値	0千円	84,289千円	19,392千円
	達成率	0.0%	215.1%	35.4%
人数	計画値	60人	120人	168人
	実績値	0人	219人	60人
	達成率	0.0%	182.5%	35.7%
介護療養型医療施設				
給付費	計画値	93,979千円	74,427千円	58,785千円
	実績値	120,830千円	45,314千円	45,702千円
	達成率	128.6%	60.9%	77.7%
人数	計画値	288人	228人	180人
	実績値	376人	180人	168人
	達成率	130.6%	78.9%	93.3%

居宅介護支援は概ね計画値通りの利用となっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護支援				
給付費	計画値	198,663千円	200,647千円	204,598千円
	実績値	205,850千円	207,816千円	214,369千円
	達成率	103.6%	103.6%	104.8%
人数	計画値	14,112人	14,244人	14,520人
	実績値	14,965人	15,025人	14,832人
	達成率	106.0%	105.5%	102.1%

(3) 利用者に対する負担軽減

① 利用者の負担軽減

介護サービスの利用負担が過度のものとならないよう、自己負担が限度額を超えた人を対象として支援を実施してきました。今後も引き続き、支援に取り組みます。

② 低所得者に対する負担軽減

低所得者の介護サービスの利用負担軽減を図るため、自己負担分の軽減や利用料の一部減免等の支援を実施してきました。今後も引き続き、支援に取り組みます。

(4) 介護給付費適正化事業の推進

「介護給付適正化計画」に関する指針に基づいて、「要介護認定の適正化」や「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」等の適正化事業を推進してきました。

第8期計画においても引き続き適正化事業を推進していきます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
第6章 介護給付費適正化事業の推進				
ケアプラン点検事業所数				
計画値	(件)			全事業所
実績値		3	6	8
達成率				100.0%

※ケアプラン点検については、平成30年度から令和2年度までの間に全事業所に対して実施することとしています。

5 アンケート調査結果からみる現状

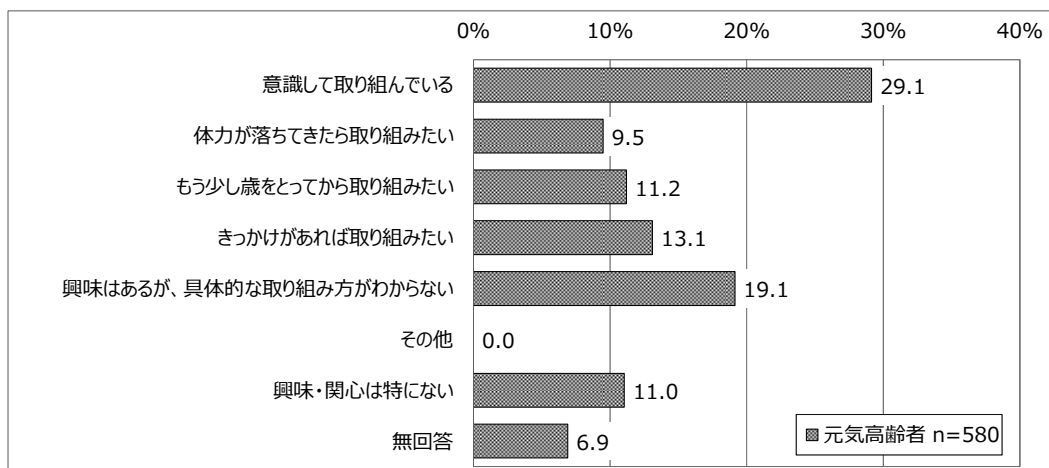
1 調査の概要

調査種別	居宅要介護・要支援認定者等 実態調査	元気高齢者等実態調査
調査対象	市内在住の要介護・要支援認定を 受けている人及びその介護者	市内在住の要介護・要支援認定を 受けていない65歳以上の人
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年12月～令和2年1月	
配布数	1,726票	1,000票
有効回収数	860票	580票
有効回収率	49.8%	58.0%

2 介護予防に対する意識

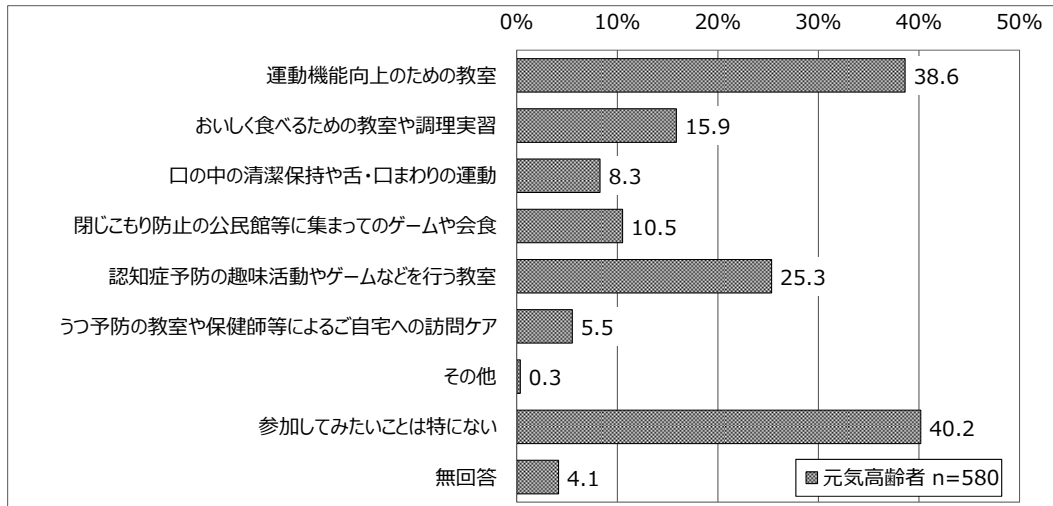
(1) 介護予防の取組状況

介護予防に取り組んでいるかをみると、「意識して取り組んでいる」が29.1%と3割近くを占めて最も多くなっていますが、一方で「興味・関心は特にない」が11.0%を占めています。



(2) 今後参加してみたい介護予防事業

今後参加してみたい介護予防事業をみると、「運動機能向上のための教室」が38.6%で最も多く、次いで「認知症予防の趣味活動やゲームなどを行う教室」が25.3%が続いています。その一方で、「参加してみたいことは特にない」が40.2%となっています。



介護予防に取り組んでいる人はまだ少ないものの、きっかけ等があれば取り組むという意向を持った人がいるため、事業の周知や参加促進に取り組んでいくことが大切です。

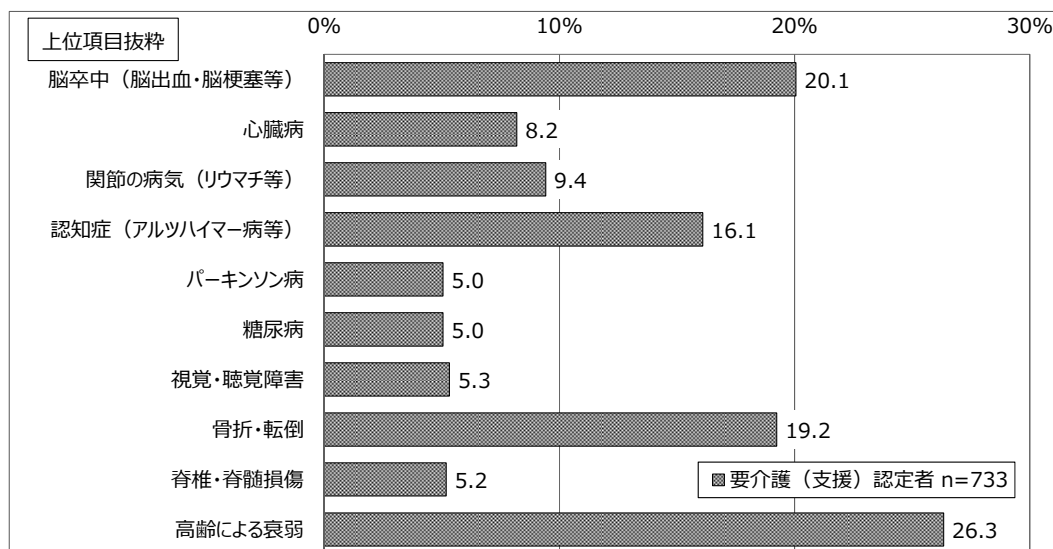
関連する施策

▶ [第4章] 基本目標3 「1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」

3 介護が必要になった原因や疾病

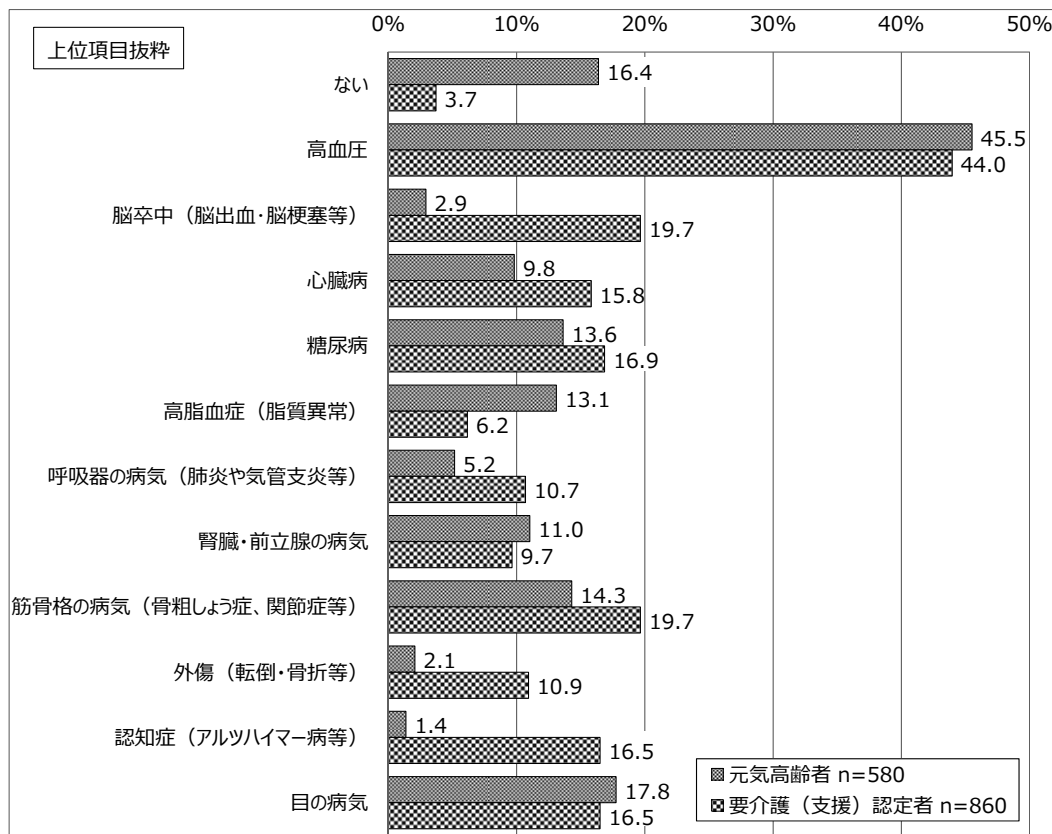
(1) 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因をみると、「高齢による衰弱」が26.3%で最も多くなっており、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」（20.1%）と「骨折・転倒」（19.2%）、「認知症（アルツハイマー病等）」（16.1%）の3つが2割前後が続いています。



(2) 現在治療中又は後遺症のある病気

現在治療中又は後遺症のある病気をみると、“元気高齢者”と“要介護（支援）認定者”ともに「高血圧」が4割台半ばで最も多くなっています。



介護・介助が必要となった主な原因として高齢による衰弱が最も多くなっているため、健康づくりと介護予防を一体的に推進していくことが求められます。また、高血圧の人が多いため、食生活の改善を含めた生活習慣病の予防も重要です。

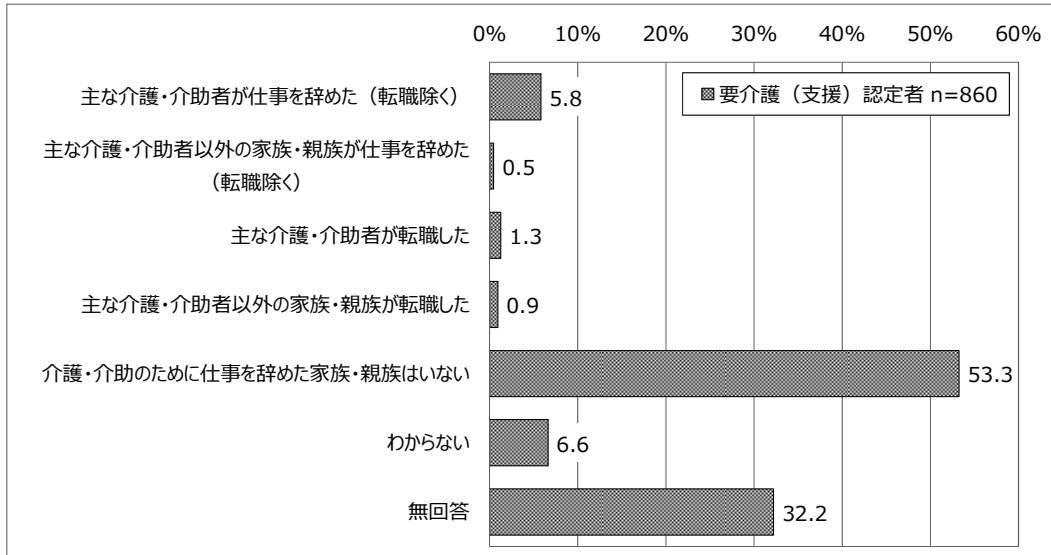
関連する施策

- ▶〔第4章〕基本目標1「3 認知症施策の推進」
- ▶〔第4章〕基本目標2「1 健康づくりの推進」
- ▶〔第4章〕基本目標3「1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」

4 介護の状況

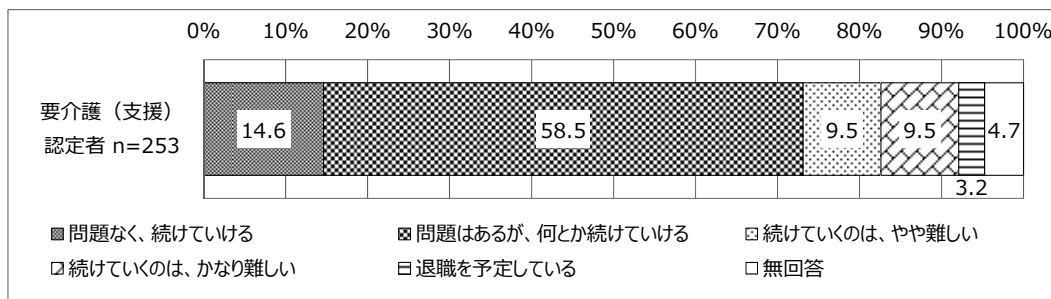
(1) 介護を主な理由とした離職・転職

介護を主な理由とした離職・転職をみると、「介護・介助のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が53.3%で最も多くなっていますが、一方で「主な介護・介助者が仕事を辞めた（転職を除く）」が5.8%となっています。



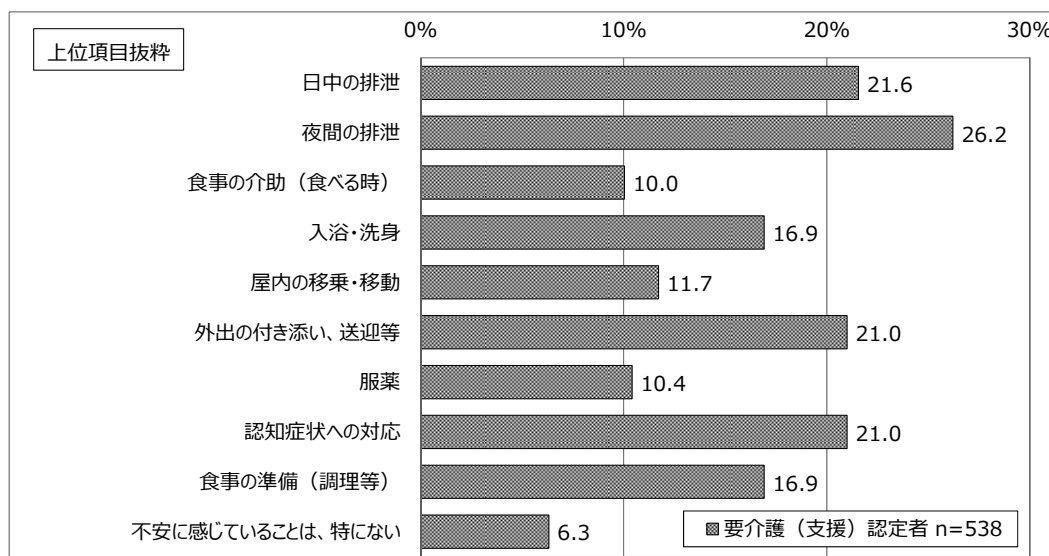
(2) 働きながらの介護

働きながらの介護をみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が58.5%で最も多く、「問題なく、続けていける」（14.6%）と合わせた『今後も続けていける』は73.1%となっています。



(3) 介護者が不安を感じる介護等

介護者が不安を感じる介護等をみると、「夜間の排泄」(26.2%)や「日中の排泄」(21.6%)、「外出の付き添い、送迎等」(21.0%)、「認知症状への対応」(21.0%)等が上位にあげられています。



介護離職をした人が多くありませんが、就労しながらの介護に何かしらの問題を感じている人は少なくありません。そのため、介護者が不安を感じる介護等への支援の充実を図ることが求められます。

関連する施策

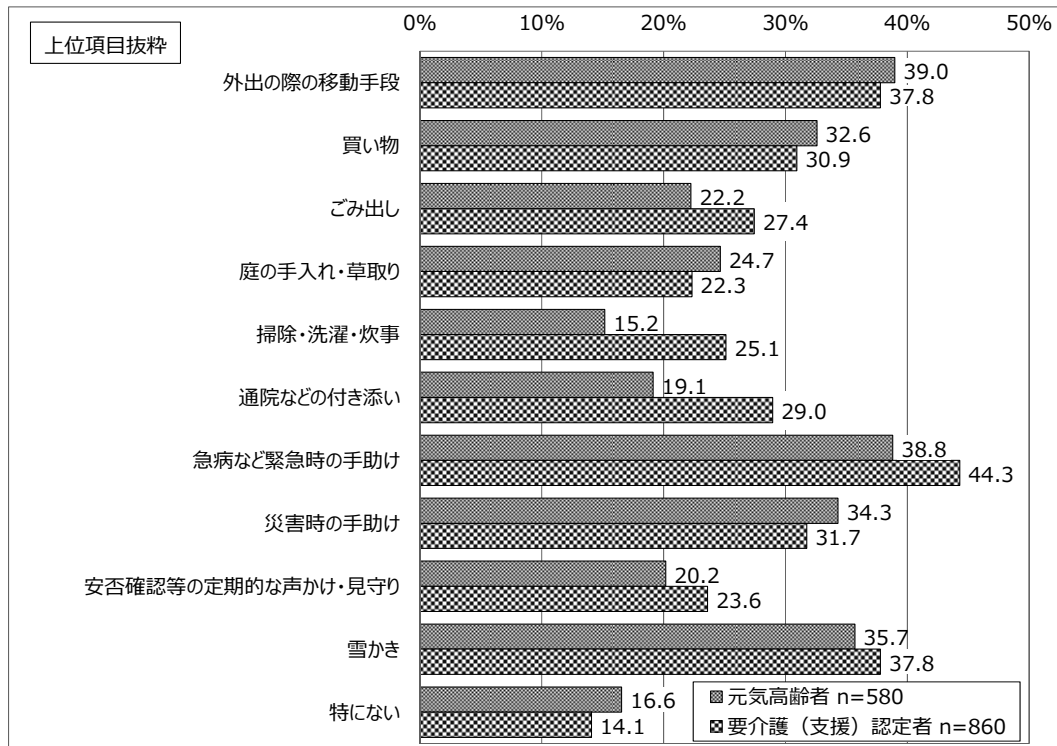
- ▶ 〔第4章〕基本目標1「3 認知症施策の推進」
- ▶ 〔第4章〕基本目標1「4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」
- ▶ 〔第4章〕基本目標3「3 家族介護者への支援」

5

日常生活の支援

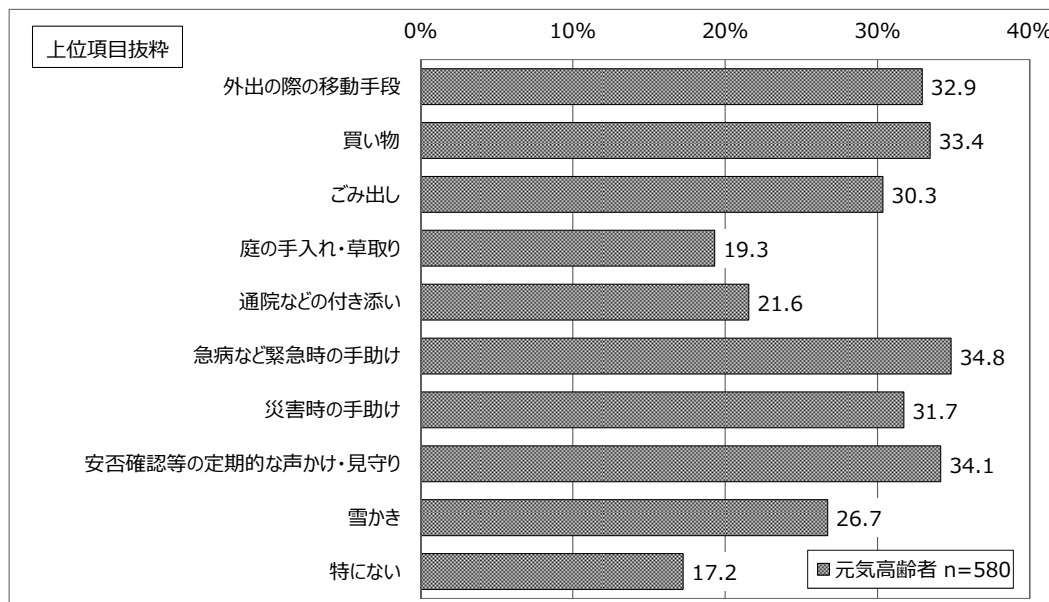
(1) 日常生活に支援が必要になった際、近所の人にしてほしい支援

日常生活に支援が必要になった際、近所の人にしてほしい支援をみると、“元気高齢者”は「外出の際の移動手段」(39.0%)と「急病など緊急時の手助け」(38.8%)、“要介護(支援)認定者”は「急病など緊急時の手助け」(44.3%)や「外出の際の移動手段」(37.8%)、「雪かき」(37.8%)が上位にあげられています。



(2) 近所の困っている人に自分ができる支援

近所の困っている人に自分ができる支援をみると、「急病など緊急時の手助け」(34.8%)、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」(34.1%)、「買い物」(33.4%)、「外出の際の移動手段」(32.9%)、「災害時の手助け」(31.7%)、「ごみ出し」(30.3%)等が3割以上を占めており、上位にあげられています。



日常生活の中で「してほしい支援」は元気高齢者と要介護（支援）認定者による違いはあまりみられず、また「できる支援」とも上位にあげられている項目が重なっていることから、地域における相互支援の仕組みづくり等を検討していくことが重要です。

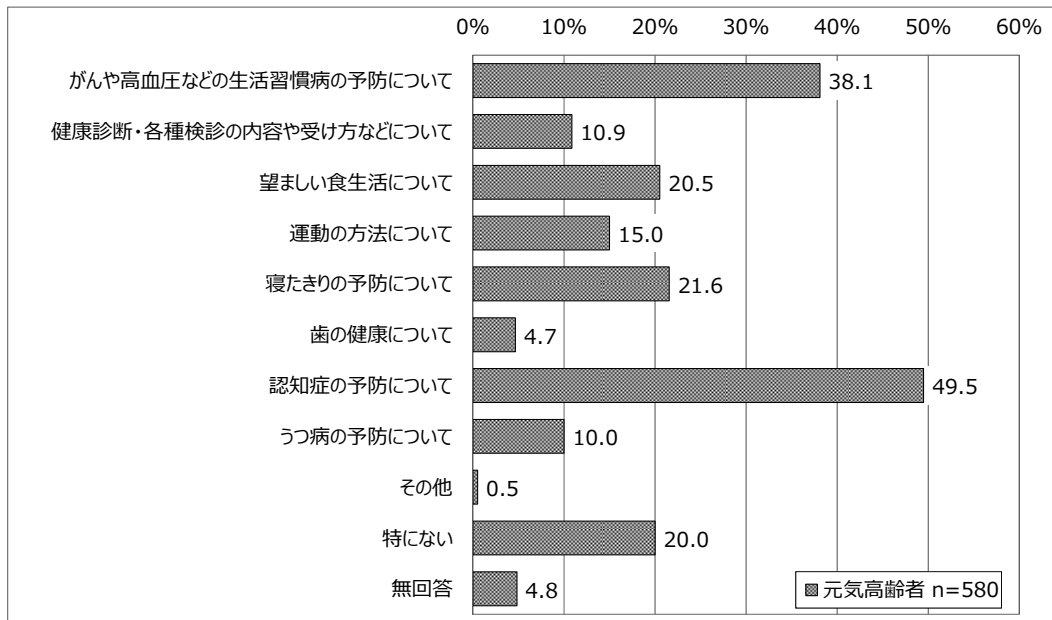
関連する施策

- ▶〔第4章〕基本目標1「4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」
- ▶〔第4章〕基本目標3「1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」

6 認知症への関心

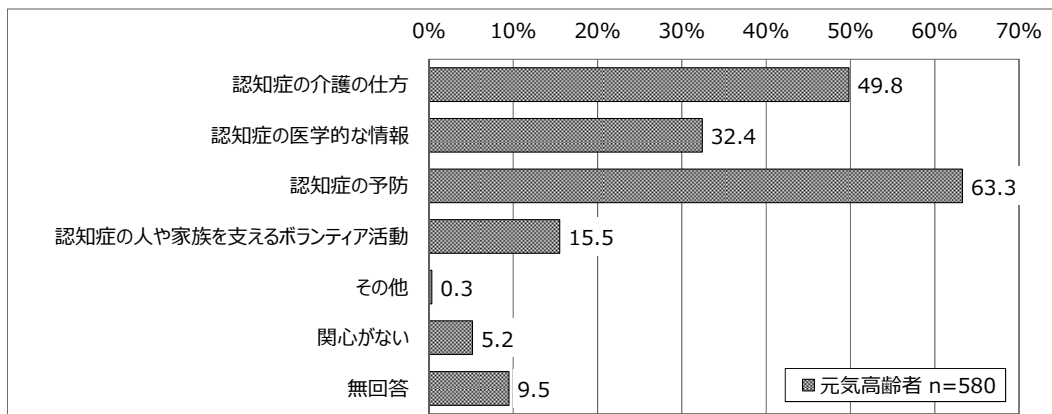
(1) 健康について知りたいこと

健康について知りたいことをみると、「認知症の予防について」が49.5%で最も多く、次いで「がんや高血圧などの生活習慣病の予防について」が38.1%となっています。



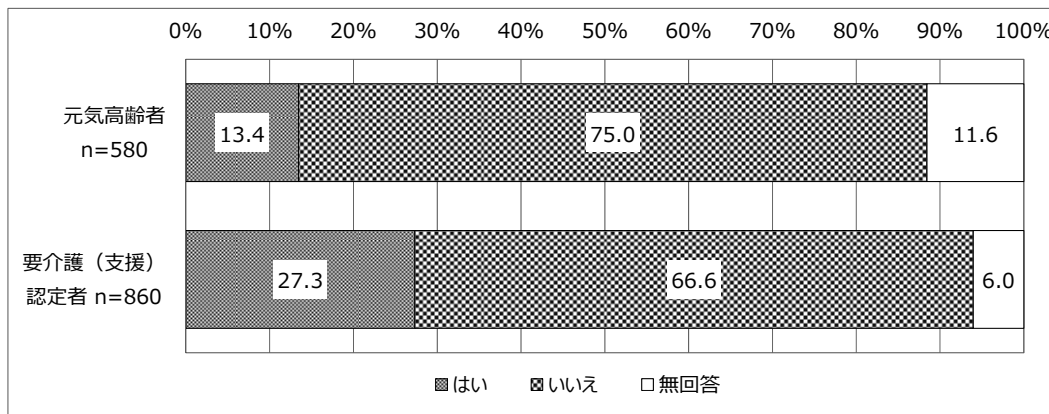
(2) 認知症について関心があること

認知症について関心があることをみると、「認知症の予防」が63.3%で最も多く、次いで「認知症の介護の仕方」が49.8%、「認知症の医学的な情報」が32.4%で続いています。



(3) 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口の認知度をみると、“元気高齢者”では「はい」が13.4%となっており、“要介護（支援）認定者”では「はい」が27.3%となっています。



認知症予防や認知症の人の介護の仕方等に対する関心が高くなっているため、認知症に関する周知・啓発に取り組み、地域の人々の理解促進を図ることが重要です。また、認知症に関する相談窓口の認知度が低いため、合わせて認知度向上に努めることも大切です。

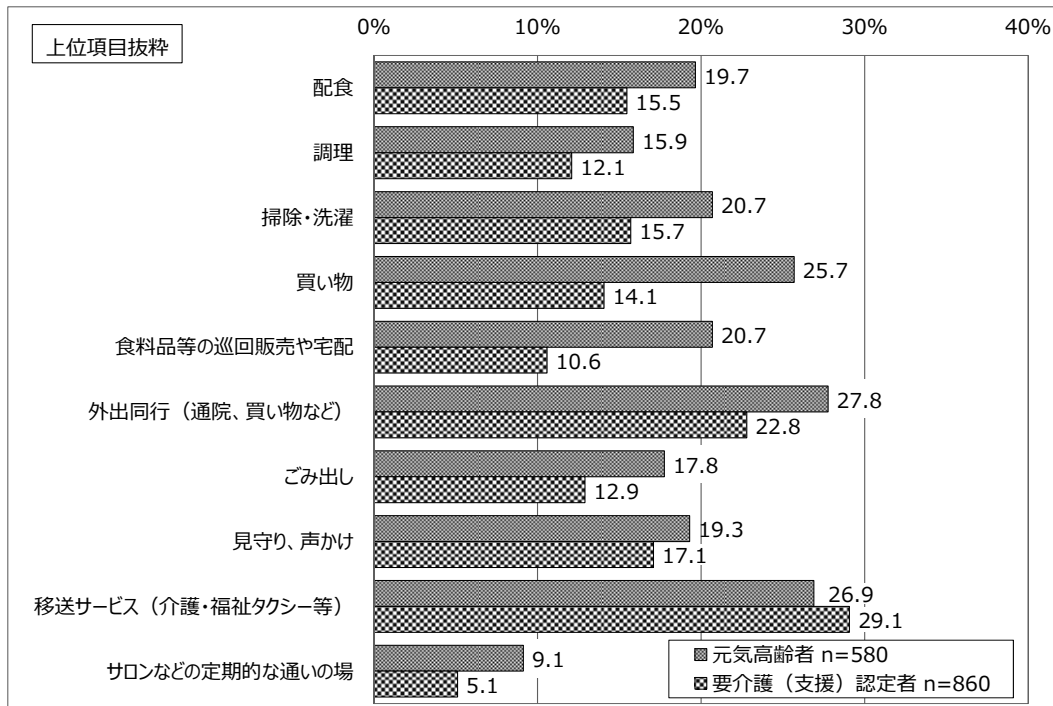
関連する施策

- ▶〔第4章〕基本目標1「3 認知症施策の推進」
- ▶〔第4章〕基本目標3「3 家族介護者への支援」

7 必要なサービス

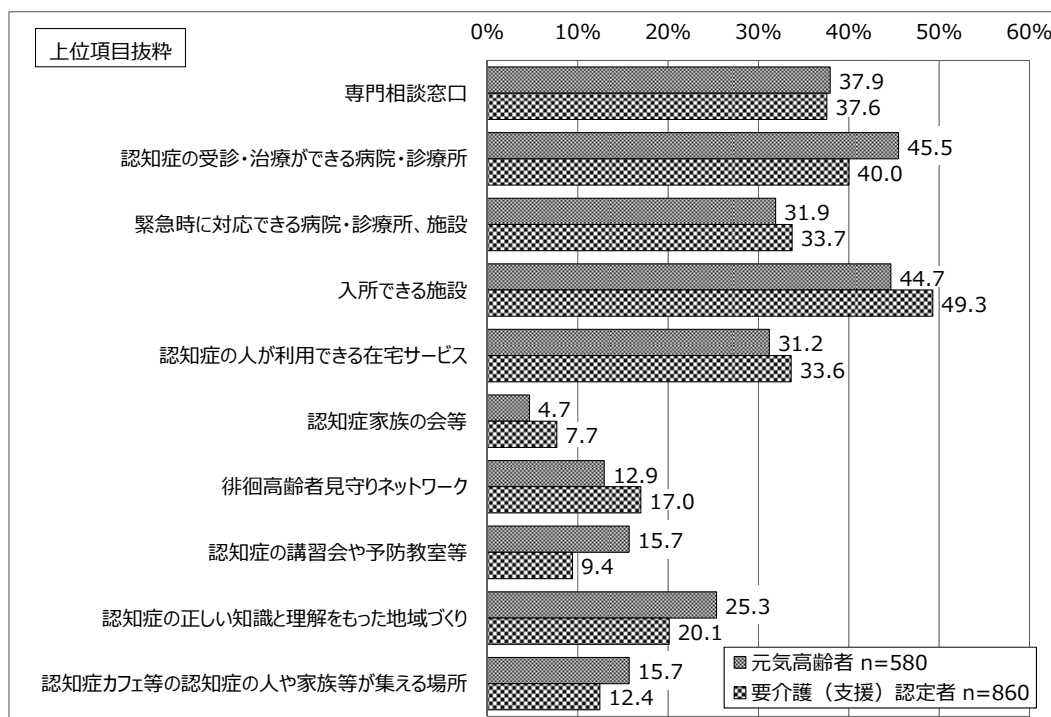
(1) 在宅生活の継続に必要と感じる支援

在宅生活の継続に必要と感じる支援をみると、“元気高齢者”では「外出同行（通院、買い物など）」(27.8%)、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(26.9%)、「買い物」(25.7%)等が、“要介護（支援）認定者”では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(29.1%)、「外出同行（通院、買い物など）」(22.8%)等が上位にあげられています。



(2) 認知症になっても安心して暮らしていくために充実してほしいこと

認知症になっても安心して暮らしていくために充実してほしいことをみると、“元気高齢者”では「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」(45.5%)、「入所できる施設」(44.7%)「専門相談窓口」(37.9%)等が、“要介護(支援)認定者”では「入所できる施設」(49.3%)「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」(40.0%)、「専門相談窓口」(37.6%)等が上位にあげられています。



在宅生活を継続していくためには、介護サービスやそれ以外のサービスの充実を図る必要があります。また、認知症になっても安心して暮らしていくためには、入所できる施設の充実が求められているため、入所系(居住系)サービスの充実を図ることも必要です。

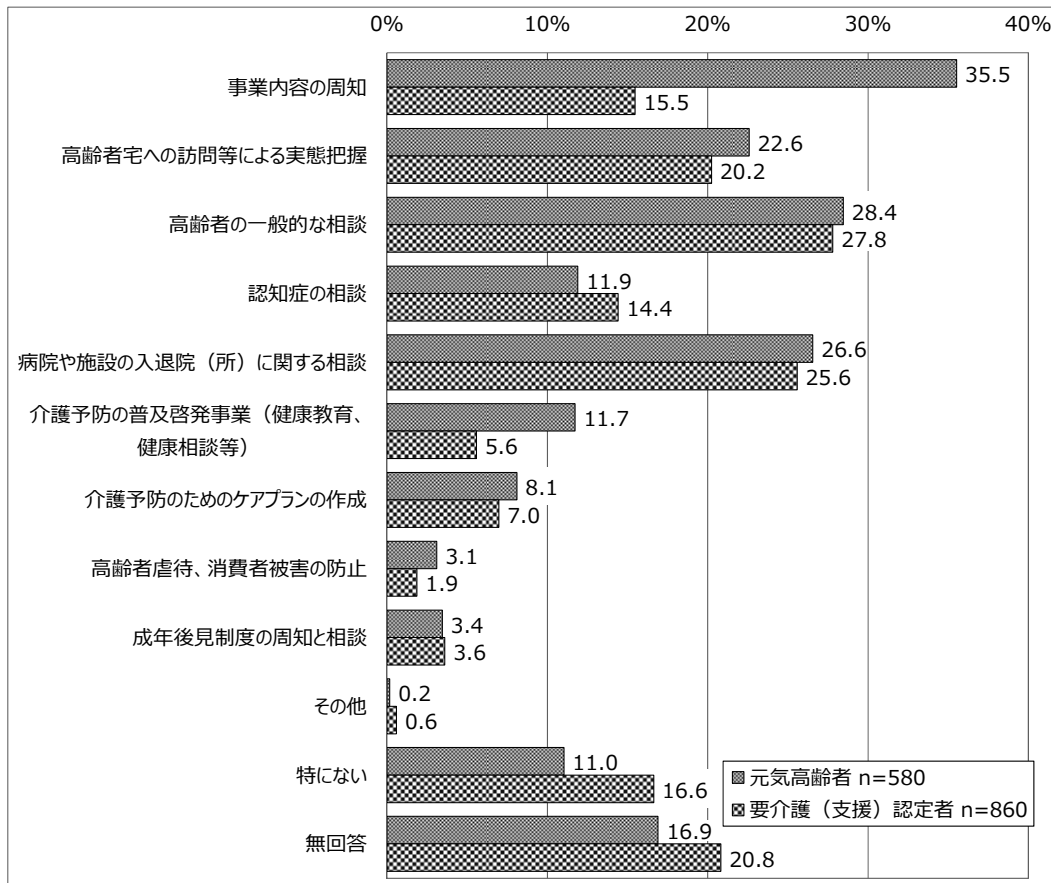
関連する施策

- ▶〔第4章〕基本目標3「1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」
- ▶〔第4章〕基本目標4「1 介護予防サービスの確保と提供」
- ▶〔第4章〕基本目標4「2 居宅介護サービスの確保と提供」
- ▶〔第4章〕基本目標4「3 地域密着型(介護予防)サービスの確保と提供」
- ▶〔第4章〕基本目標4「4 施設サービスの確保と提供」

8 地域包括支援センターについて

(1) 地域包括支援センターに力を入れてほしいこと

地域包括支援センターに力を入れてほしいことをみると、“元気高齢者”は「事業内容の周知」(35.5%)、「高齢者の一般的な相談」(28.4%)、「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(26.6%)等が、“要介護(支援)認定者”は「高齢者の一般的な相談」(27.8%)、「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(25.6%)等が上位にあげられています。



地域包括支援センターに対しては事業内容の周知や一般的な相談、病院や施設等の入退院(所)に関する相談等のニーズが高くなっているため、ニーズに対応できるよう努めていくことが求められます。

関連する施策

▶〔第4章〕基本目標3「2 地域包括支援センターの運営」



第3章 計画の基本的考え方

● 1 基本理念

支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり

高齢化は今後更に進行し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加すると見込まれています。

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

これらを踏まえ、本計画の最上位計画である「第2次中野市総合計画」における、健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を進めます。

● 2 基本目標

基本目標 1 地域包括ケアシステムの推進

地域共生社会の実現に向けて、その中核的な基盤となり得る地域包括ケアシステムの深化を図るため、地域の日常的な課題等を「我が事」と受け止められるような地域づくりや地域ケア会議における多職種・関係機関のネットワーク強化等に取り組むとともに、将来を見据え、医療と介護の連携や介護を支える人的基盤の強化、認知症施策等を推進していきます。

基本目標 2 健康生活の維持・向上と生きがいづくり

高齢者が健康を維持し、地域の活動へと参加していくことが生きがいづくりや役割づくりにつながり、参加すること自体が介護予防となります。高齢者の健康づくりや疾病の予防・重症化予防、介護予防を推進するとともに、就業支援等を通じて社会参加と生きがいづくりの支援を行います。

基本目標 3 介護予防・重度化防止・自立生活の支援

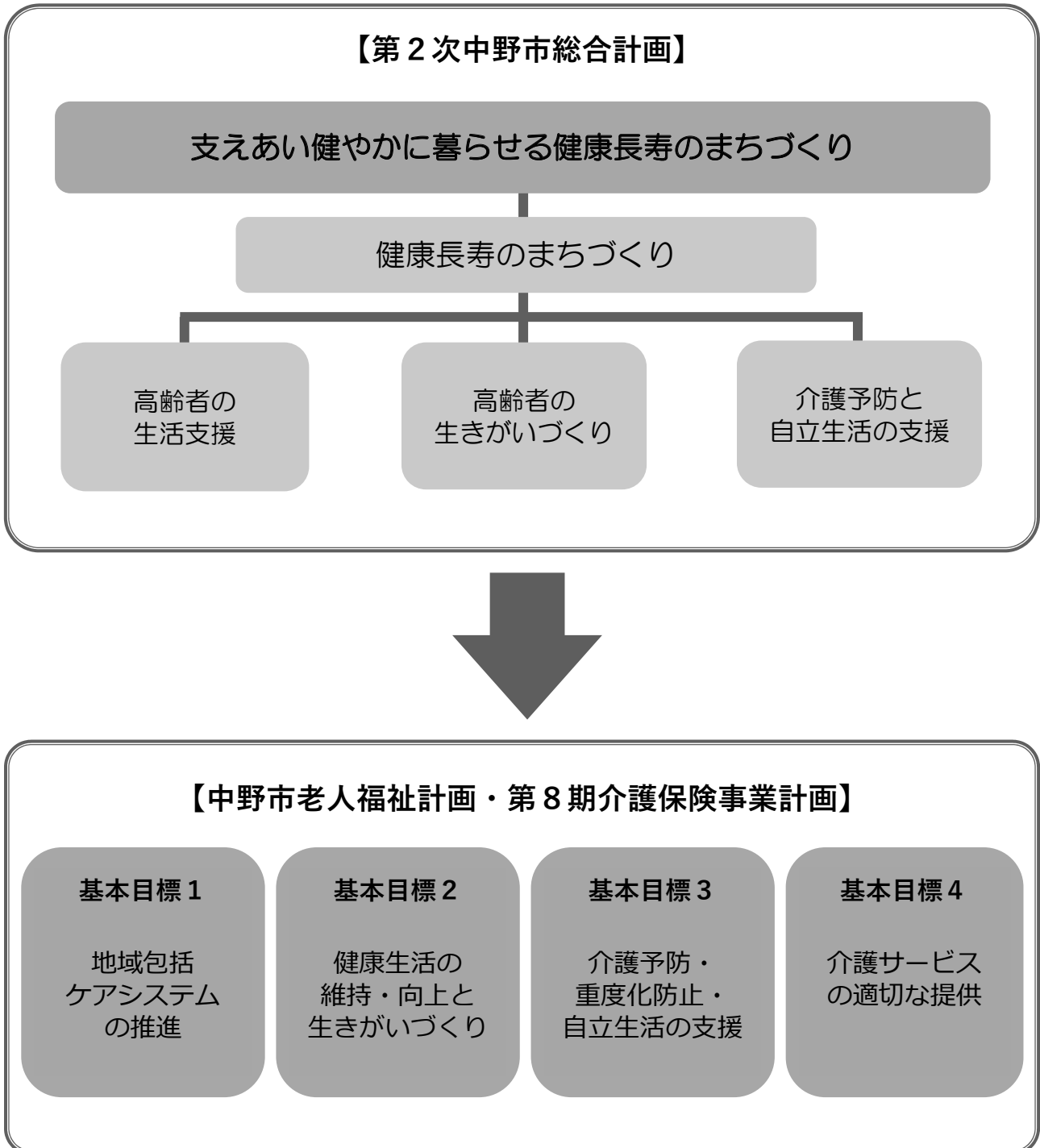
高齢者が要介護状態等となることの予防及び重度化防止を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、地域包括支援センターの機能や体制強化に努めます。また、家族介護者の負担軽減や災害及び感染症対策にも取り組みます。

基本目標 4 介護サービスの適切な提供

介護が必要になった場合でも、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、介護サービスの提供体制強化及び適切なサービスの利用促進等に努めるとともに、今後、更に高齢者が増加していく状況においても、介護保険制度が持続していけるよう介護給付の適正化を図り、介護サービスの充実に取り組みます。

3 施策体系

本計画は、第2次中野市総合計画を最上位計画としており、高齢者の保健福祉や介護保険等を取り巻く情勢を踏まえ、以下のような施策体系に基づいて推進していくものです。





第4章 施策の展開

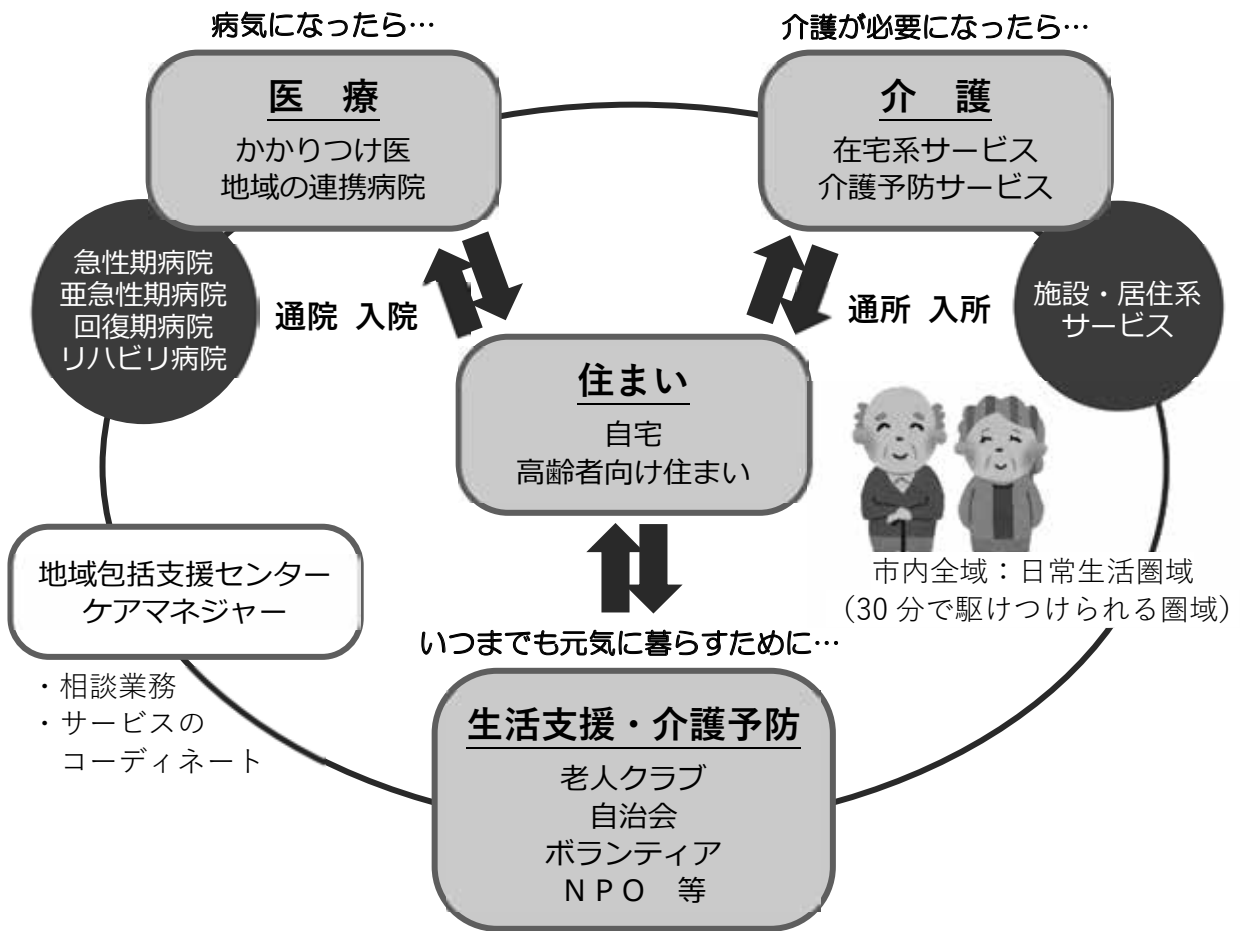
基本目標 1 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度における地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制であり、今後の高齢化が一層進む中での「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

そのため、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域の日常的な課題等を「我が事」と受け止められるような地域づくりの推進や複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等とのネットワークの構築・強化等、社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムの推進に一体的に取り組んでいきます。

地域包括ケアシステムのイメージ



2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関等が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となります。

このため、地域の医療・介護の関係機関等が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供できる体制の構築を目指して、医療及び介護の連携や地域の医師会・関係機関・庁内関係課との連携の強化等に努めます。

2025年までに目指す姿

- ◆介護保険サービス事業所・医療機関のマップを活用し、情報の共有と啓発を図ります。
- ◆医療・介護関係者等の間で、きめ細やかな介護サービス及び医療サービスの提供が可能となるよう、情報の共有を支援します。
- ◆切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指します。
- ◆在宅医療・介護連携に関する研修会の実施及び関係者の参画する会議の開催により、現状の課題の抽出・対応策の検討等を行い、在宅医療・介護連携を推進します。
- ◆在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組みを支援します。
- ◆地域住民へ、在宅医療・介護連携に関する理解を深めるための普及啓発を図ります。

本計画で実施する施策

- 介護保険サービス事業所・医療機関のマップを掲載した健康・福祉カレンダーを作成し、全戸配布します。
- 地域ケア会議等において、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、対応を協議します。
- 切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供を目指し、順次体制を整えられるよう関係機関と協議します。
- 医師会・関係機関・庁内関係課との連携強化を図ります。
- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組みを支援します。
- 地域住民を対象に、講演会の開催やパンフレット等を活用して、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。
- 長野県の医療関連の計画や地域医療構想との整合を図ります。
- 自らが望む人生の最終段階の医療やケアについて、家族や医療・介護従事者らと話し合うためのパンフレットを作成し、普及・啓発を図ります。

本計画における目標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種連携研修会開催回数	回	1	1	1

3 認知症施策の推進

認知症高齢者は今後も増加が見込まれています。認知症は記憶力や判断力の低下に加え、身体機能や生活能力の低下を伴うこともあるため、家族の介護負担が大きく、地域全体で支えていくことが重要となります。

認知症施策推進大綱に基づいて、認知症になっても重症化を予防しつつ周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す『共生』と、認知症にならないという意味ではなく認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにするという意味である『予防』の取組みを推進していきます。

2025年までに目指す姿

- ◆認知症への理解を深めるための普及啓発を推進します。
- ◆認知症の特性や容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供に向けた体制整備を促進します。
- ◆認知症の人や介護者への支援に努めます。
- ◆認知症の人を地域で見守るための体制整備を促進します。
- ◆認知症の人やその家族の視点及び意見を重視した取組みを続けていけるよう、認知症バリアフリーの取組みを推進します。
- ◆若年性認知症の人の相談や支援体制の整備を推進します。
- ◆認知症の人が社会参加できる地域づくりを推進します。

本計画で実施する施策

- 「認知症安心ガイドブック」や認知症に関するイベント等の機会を活用し、認知症に対する知識・理解の向上を図ります。
- 認知症に関する相談窓口の周知・啓発に努めます。
- 地域の人々や子ども、認知症の人との関わりが多い人等の幅広い人々に向けて「認知症サポーター」養成講座等を開催し、認知症支援者を養成します。
- 認知症の人本人や家族の声を聞く場を増やすとともに、地域住民等と協働し認知症の人の社会参加を支援します。
- 地域の通いの場等において、認知症に関する正しい知識と理解に基づいた予防の取組みやかかりつけ医等による健康相談等の活動を推進します。
- 「認知症初期集中支援チーム」により認知症の人本人と家族への初期支援を集中的に行います。
- 「認知症地域支援推進員[※]」の活動を推進します。
- 医療従事者や介護従事者の認知症への対応力向上の取組みを支援します。
- 認知症の特性を踏まえた介護サービスが提供されるよう支援します。

※認知症地域支援推進員：認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行います。

- 「認知症カフェ」の設置・普及の支援や家族会及び家族介護者交流等を開催し、介護家族の負担軽減を図ります。
- 地域包括支援センターや医療・介護・福祉等の関係機関、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域の民間企業等との連携強化を図ります。
- 地域ケア会議において認知症施策の課題を抽出し、対応を協議します。
- 徘徊高齢者が行方不明になった際に、早期に発見・保護し、重大な事態となり得る事故等の防止を図り、また徘徊高齢者の家族の負担軽減を図ることを目的として、中野市高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業の充実に取り組みます。
- 介護予防普及啓発事業において、認知症の早期予防、認知症高齢者の早期発見を図るため、認知症予防教室等を開催します。
- 認知症サポーター活動を促進し、それをチームオレンジ[※]に位置付け、認知症の人とその家族のニーズに合わせた支援につなぐ仕組みの構築に取り組みます。

● 本計画における目標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数	人	5,400	5,600	5,800
認知症カフェ設置数	か所	4	5	6
認知症初期集中支援チーム員会議開催回数	回	12	12	12

※チームオレンジ：地域において把握した認知症の人の悩みや家族の生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみ高齢者世帯や認知症高齢者の増加に対応し、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくためには、日常生活を支えるための多様な生活支援等サービスを整備していくことが必要不可欠です。

市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。また、地域ニーズや地域資源の把握に努め、問題意識の共有に基づいた地域における課題解決に向けて地域住民の自助・互助活動による支え合いの地域づくりを図るため、生活支援コーディネーターの活動支援や協議体の開催を推進します。

さらに、元気な高齢者が社会参加を通じて生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを推進するため、ボランティア活動への参加を支援します。

2025年までに目指す姿

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業の主体として既存の団体に協力・事業展開を要請するとともに、多様な主体が参画する多様なサービスの充実を図ります。
- ◆元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加を通じて活躍するため、担い手の養成や活動する場の確保、ネットワークの構築等を推進します。
- ◆見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等、地域のニーズや資源に基づき、多様な生活支援等サービスの整備を促進します。
- ◆「生活支援コーディネーター」や「協議体」により地域の支え合い体制づくりや高齢者の社会参加支援を推進します。

本計画で実施する施策

- 高齢者地域サロン[※]等を開催するとともに、地域において自主的に集いの場が開催されるよう支援します。
- NPO、民間企業、協同組合、ボランティア等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスが提供される体制を構築します。
- 生活支援等サービスのニーズ及び地域資源について調査、研究します。
- 地域で安心して在宅生活を継続できるよう高齢者に関わる事業所等による協議体を支援します。
- 生活支援コーディネーターの活動を推進します。
- 生活支援等サービスに係るボランティア（地域支え合い支援者）等の担い手を養成するための研修等を実施します。
- 協議体において、多様な主体による地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスについて検討します。

※高齢者地域サロン：高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場です。

● 本計画における目標

項 目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者地域サロン開催回数	回	60	60	60
地域支え合い支援者養成者数	人	30	30	30

5 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことが重要です。

高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるようにするため、保健・医療・福祉・介護等の様々な分野に関わる多職種が参加する地域ケア会議を開催し、地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有とそれに基づく地域課題の発見、困難事例への対応スキルの向上、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上、ネットワークの強化等に努め、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を推進します。

2025年までに目指す姿

- ◆地域包括ケアシステムの深化に向け、民生児童委員や地域の支援者・関係団体等、専門的知識を有する多職種による「個別課題の解決」「地域包括ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策形成」のための地域ケア会議を推進します。

本計画で実施する施策

- 「保健・医療・福祉事例検討会」や「地域ケア個別会議」を開催し、個別ケース（困難事例等）の支援を通じて、多職種の協働による地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有とそれに基づく地域課題の発見、困難事例への対応スキルの向上、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上、ネットワークの強化等に取り組みます。

本計画における目標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉事例検討会開催回数	回	9	9	9
地域ケア個別会議開催回数	回	7	7	7

6 介護を支える人的基盤の強化

本市の総人口は今後減少していくことが予想されていますが、高齢者の占める割合は増加していくと見込まれており、現役世代が減少していく中での介護需要増加が予想されます。

こうした状況を踏まえ、家族の介護を理由とした離職の防止や介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人的基盤の強化を推進していくことが求められます。

介護に携わる人材を確保していくため、サービス提供事業者や関係機関、長野県等と連携し、人材確保と定着支援のための取組みを進めます。

2025年までに目指す姿

- ◆世代を超えて、地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。
- ◆介護サービスを充実させ、サービスの適切な利用を促進すること等により家族の介護を理由とした離職の防止を図ります。
- ◆将来を見据えた介護保険の安定的な運営体制を整備するために、人的基盤の強化を図ります。
- ◆介護に携わる人材が長く働き続けられるよう環境整備を図ります。

本計画で実施する施策

- 人材確保に関する現状や課題を把握し、サービス提供事業者や関係機関、長野県等と人材確保と定着支援に向けた情報交換・情報共有、協議・検討等を行います。
- サービス提供事業者の業務負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき各種申請手続の簡素化や標準化に取り組みます。
- 地域におけるボランティア活動の活性化と介護人材確保に向けて、介護支援ボランティアポイント事業及び地域支え合い支援者を養成するための研修を推進します。

7 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは生活の重要な基盤であり、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護等のサービスが提供される前提となります。

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに対応した住宅の確保や住宅情報の提供等、住環境の整備を促進します。

また、生活や居住に困難を抱える高齢者等を対象とした、住まいの確保と適切な生活支援の一体的な支援体制の確立に努めます。

2025年までに目指す姿

- ◆高齢者の意思が尊重され、高齢者が日常生活を営むために必要な居住環境を整備します。
- ◆多様な高齢者向け住まいを視野に入れ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の普及・促進に努めます。

本計画で実施する施策

- 在宅で安全に日常生活を送ることができるよう、介護保険による住宅改修や要介護認定を受けた低所得者向けの住宅改良促進事業を実施します。
- 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のため、養護老人ホームへの入所措置を行います。

本計画における目標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（予防） 住宅改修費支給人数	人 (延べ)	156	156	156
住宅改良費助成人数	人	7	7	7
養護老人ホームへの 入所措置人数	人	25	25	25

● 基本目標 2 健康生活の維持・向上と生きがいづくり

1 健康づくりの推進

医療の発展や健康づくりへの意識向上、実践等により、平均寿命は延びてきました。

今後も平均寿命の延伸に伴い、健康な期間だけではなく、日常的に医療や介護が必要な期間も延びることが予想されます。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費等の社会保障費が多くかかるようになります。

健康寿命の延伸に向けて、健康づくりと疾病の予防・早期発見、適切な治療や生活習慣の改善による疾病の重症化予防、さらには介護予防の実践等が重要です。平均寿命と健康寿命の差を少なくすることができれば、更に充実した人生を送ることができ、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障費等の負担を少なくすることも期待されます。

このことを踏まえ、中野市健康づくり計画「なかの健康ライフプラン 21（第2次）」（2013年度（平成25年度）～2022年度（令和4年度））では、健康寿命の延伸を目標に、各種施策を推進することとしています。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
特 定 健 康 診 査 い き い き 健 診	生活習慣病等の予防、早期発見、改善のため、栄養や運動等の生活指導、血圧測定、肥満度測定、尿検査、血液検査等を行います。 ・特定健康診査：40～74歳の国民健康保険被保険者 ・いきいき健診：19歳～39歳の方・後期高齢者医療制度被保険者等
人間ドック助成事業	35歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度被保険者の人間ドック利用促進により、疾病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図ります。
歯周病検診事業	歯の喪失原因となる歯周疾患の早期発見、早期治療を図るため、歯周疾患等の検査を行います。
が ん 検 診	がんの早期発見、早期治療を図るため、検診を行います。 【肺がん検診、前立腺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診】
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	肝炎ウイルス感染の早期発見、早期治療を図るため、検診を行います。
特 定 保 健 指 導	特定健康診査の結果により、必要がある者に対し、動機付け支援、積極的支援を実施します。
健 康 相 談 事 業	心身の健康に関すること、家庭における健康管理等について個別の相談に応じ、健康の保持増進を図ります。 【健康相談、こころの健康相談等】

施 策	内 容
訪 問 指 導 事 業	保健師等が訪問し、必要な指導を行い、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ります。
健 康 教 育 事 業	生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ります。 【健康講座、健康づくりフェスティバル等】
糖 尿 病 性 腎 症 重 症 化 予 防 プ ロ グ ラ ム	糖尿病が重症化するリスクの高い者を医療につなげるとともに、医療機関と連携して重症化予防を図ります。
歩 く 健 康 づ く り 事 業	歩く健康づくりの実践と普及啓発を行う。 【健康まつり等】
食 生 活 改 善 事 業	食生活に関する知識の普及と技術の習得を図るため、地区組織が主体となり料理講習会、巡回活動等を行います。
栄 養 改 善 事 業	食生活に関する知識の普及と技術の習得を図るため、料理講習会、栄養指導及び栄養相談を行います。
減 塩 運 動 普 及 事 業	生活習慣病予防のための尿中塩分検査を行います。
予 防 接 種 事 業	高齢者季節性インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の助成を行い、重症化予防を図ります。
健 康 づ く り ポ イ ン ト 事 業	市民一人ひとりの健康づくりへの取り組みに応じたポイント付与によるインセンティブで、健康づくりを応援します。 【健康づくりポイント】

2 生きがいづくり・社会参加の推進

(1) 就業支援

高齢化の進行を見据え、元気で働く意欲のある高齢者が今まで培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍が続けられる社会環境を整えていくことが必要です。

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を確保・提供しています。本市は、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域社会の活性化を支援します。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
中野広域シルバー人材センター運営補助	本市と山ノ内町で構成しており、高齢者の就労の場を確保し、生きがいの充実、健康の維持、地域社会への貢献等、高齢者自身が担い手となる事業運営に対し補助します。

● 本計画における目標

項 目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中野広域シルバー人材センター会員数	人	860	880	900
上記のうち、中野市の人数		640	650	670


(2) 生きがいづくり・社会参加の支援

今後高齢化が一層進む中、高齢者が生きがいを持ち、自分の能力を生かしながら地域社会に積極的に参加することは、自らの健康維持や介護予防につながると期待されています。

このため、明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、関係団体等の活動支援を通じて、高齢者が地域の担い手としての役割を確立し、積極的に社会活動に参加できる環境づくりを促進します。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
老人クラブ活動 助成事業	高齢者が仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、社会参加活動を行うとともに豊かな知識や経験を生かし社会奉仕、世代間交流を図り、生活を豊かにし、身近な地域で元気に活動ができるように、老人クラブの活動に対して助成します。
シルバー乗車券・温泉 利用助成券給付事業	高齢者の社会参加を促進するため、電車、バス、タクシーの乗車券と温泉利用助成券等の共通券を交付します。
高齢者センター運営事業	高齢者の教養の向上及び生きがいづくりを図るため、高齢者センターを運営します。
高齢者祝賀事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、市民が老人福祉についての関心と理解を深め、高齢者自身も時代とともに生きる意欲を盛り上げるため、長寿のお祝いを実施します。 【長寿祝品贈呈事業・敬老会助成事業】


本計画における目標

項 目		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数		団体	29	29	29
老人クラブ会員数		人	1,300	1,300	1,300
シルバー乗車券・温泉利用 助成券給付対象者数		人	11,640	11,940	12,240
高齢者センター利用者数		人 (延べ)	1,000	1,000	1,000
祝品贈呈対象者数	最高齢		2	2	2
	88歳	人	309	315	339
	100歳		22	34	35
敬老会補助対象者数		人	11,640	11,940	12,240

● 基本目標3 介護予防・重度化防止・自立生活の支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 介護予防・生活支援サービスの確保と提供

高齢化の更なる進展に伴い、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加していくと見込まれており、様々な支援を必要とする人も増加すると考えられます。

介護予防の考え方としては、高齢者が積極的に社会参加し、地域においてお互いが支え合う体制を構築していくことが大切であり、それが生きがいや役割づくりにつながり、参加すること自体が介護予防となります。

そのためには幅広い医療専門職の関与を得ながら、地域住民を中心として様々な主体による生活支援が展開されていくことが重要となるため、地域住民主体の通いの場等が、地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体による活動、短期集中予防サービス等と連携して展開されるよう支援します。

また、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活ができるよう、身体の状態や必要性に合わせて様々な介護予防と生活支援サービスを提供します。

今後は市町村の判断により、要介護認定を受けた人で居宅において介護を受けている人も介護予防・生活支援サービスを利用することが可能となるため、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を組み合わせた適切なケアプランの作成等が行われるよう周知・啓発に努めます。

● サービスの概要

サービス名		内 容
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の生活支援を行うサービスです。
	訪問型サービスA	訪問介護員等が調理や掃除、ゴミの分別、ゴミ出し、重い物の買物代行や同行等の生活支援を行うサービスです。
	訪問型サービスB	住民ボランティア等が布団干し、階段の掃除、買物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆等の生活支援を行うサービスです。
	訪問型サービスC	保健・医療の専門職により3～6か月の短期間で行われる、日常生活のアセスメントを主とした訪問、保健師等の訪問による必要な相談・指導等を行うサービスです。
	訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援や移送前後の生活支援（通所型サービスの送迎、買い物、通院、外出時の支援等）を行うサービスです。

サービス名		内 容
通所型サービス	通所介護相当サービス	通所介護の施設において、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。
	通所型サービス A	通所介護の施設等において、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する運動、レクリエーション活動等を行うサービスです。
	通所型サービス B	住民主体による体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、会食等を行うサービスです。
	通所型サービス C	保健・医療の専門職により 3～6 か月の短期間で行われる、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を行うサービスです。
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食	栄養改善を目的とした一人暮らし高齢者等に対する見守りを兼ねる配食サービスです。
	住民ボランティア等が行う見守り	
	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援	
介護予防ケアマネジメント		要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が介護予防・生活支援サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、本人の希望等を考慮したうえで、利用するサービス等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行います。

● 本計画における見込み

項 目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	人/年	580	610	640
訪問型サービスA	人/年	40	50	60
訪問型サービスC	人/年	60	60	60
通所介護相当サービス	人/年	2,400	2,500	2,600
通所型サービスA	人/年	2,400	2,400	2,400
通所型サービスC				
運 動 教 室	回/年	120	120	120
	人/年	1,000	1,000	1,000
お口きたえて体も元気教室	回/年	30	30	30
	人/年	240	240	240
介護予防ケアマネジメント	人/年	2,280	2,300	2,350

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、すべての高齢者を対象としたサービスとなっており、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場等の地域における自主的な介護予防に向けた活動が継続的に拡大し、高齢者が自ら介護予防に取り組んでいくような地域づくりを推進します。また、介護予防に関する知識の普及啓発やリハビリテーション専門職等を生かした自立支援のための取組み、保健事業との連携強化を図り、自立支援と介護予防、重度化防止を推進していきます。


さらに、高齢者が要介護状態等となっても、住み慣れた地域で生きがいを持って生活し続けられることが大切であるため、リハビリテーションによって心身機能等の向上を図り日常生活の活動能力を高め、家庭や地域等での社会参加を促せるよう、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制づくりの検討を進めます。

なお、取組みを実施するに当たっては、高齢者の心身の状態が「自立」、「フレイル」、「要支援」、「要介護」と連続的に変化するという考えに立ち、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
一般介護予防事業	<p>介護予防に向けたパンフレットの配布、高齢者やその家族を対象とした専門家や有識者等による講演会等の実施により、介護状態にならないための基本的な知識の普及啓発を行います。また、運動サポーターを養成し、各種教室や地域活動、介護サービス事業所等での実践につなげていきます。</p> <p>認知症に関する情報を普及啓発することにより、認知症についての理解を促進し、認知症の早期予防を図るため、認知症予防教室等の開催、各種広報紙やチラシ等による情報提供を積極的に実施します。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防について一体的に企画・調整・分析を行い、高齢者に対する個別支援や通いの場等を活用した健康教育・相談等を実施します。</p> <p>【介護予防パンフレット作成】 【介護予防情報誌「粹」発行】 【認知症講演会】 【さんさん講座】【わかがえり教室】【ひざ腰らくらく教室】 【生涯現役ステップアップ教室】【熟年男の部活動】</p>
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関わるボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成、介護予防活動に必要な知識や情報の提供等を行います。

施 策	内 容
一般介護予防事業 評 価 事 業	一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき、事業の改善を図ります。
地域リハビリテーション 活 動 支 援 事 業	介護予防の取組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を推進します。
介護支援ボランティア ポ イ ン ト 事 業	高齢者のボランティア活動を支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進するため、ボランティアの活動実績を「ポイント」として評価し、ポイントに応じた付加価値を還元する「介護支援ボランティアポイント」を推進します。


本計画における目標

項 目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防情報誌「粹」発行回数		回	2	2	2
認知症講演会開催回数		回	1	1	1
健 康 教 育	開催回数	回	90	90	90
	受講者数	人 (延べ)	1,000	1,000	1,000
さんさん講座	開催回数	回	23	23	23
	受講者数	人 (延べ)	1,000	1,050	1,100
わかがえり教室	開催回数	回	36	36	36
	受講者数	人 (延べ)	720	720	720
ひざ腰らくらく教室	開催回数	回	48	48	48
	受講者数	人 (延べ)	480	480	480
生涯現役 ステップアップ教室	開催回数	回	12	12	12
	受講者数	人 (延べ)	240	240	240
熟年男の部活動	開催回数	回	12	12	12
	受講者数	人 (延べ)	100	100	100
フレ!フレ!介護予防 サポーター養成教室 ～これであなたも 地域でキラリ～	開催回数	回	12	12	12
	受講者数	人 (延べ)	120	120	120
地域介護予防活動支援事業		回	50	60	60
地域リハビリテーション 活動支援事業		件	50	60	60
介護支援ボランティア ポイント登録者数		人	60	80	100

2 地域包括支援センターの運営

地域で暮らす高齢者への介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族の身近なところでの相談や支援、権利擁護の支援、介護支援専門員への支援等、幅の広い支援は地域包括支援センターによって実施されます。地域包括ケアシステムの中核拠点として、今後の高齢化の進行による業務量増加等を見据えて、機能や体制の充実・強化を図ります。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
介 護 予 防 支 援	要支援認定を受けた人が介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、利用するサービス等を定めた計画の作成や、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行います。
総 合 相 談 支 援	高齢者やその家族を対象に、介護サービスを含めた総合的な支援を可能とするために、地域における様々な関係者とのネットワークの構築やネットワークを通じた高齢者の心身の状況、家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応と継続的・専門的な相談支援を行います。特に、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯等、支援が必要な世帯を把握し、必要な支援を行います。
権 利 擁 護 事 業	権利擁護の観点から必要性が認められる場合、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置入所等、それぞれの状況に即した対応を行います。 また、高齢者虐待防止法に基づき、早期発見、早期対応に努め、さらに、高齢者を狙った悪質な訪問販売、消費者金融等の消費者被害の防止のため、関係機関と連携を図りながら対応します。
包 括 的 ・ 継 続 的 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 支 援 事 業	地域の介護支援専門員等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等の日常的な個別相談・指導や、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への指導・助言等による資質向上の支援を図るとともに、医療機関を含む関係施設やボランティア等の地域における様々な社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。 【保健・医療・福祉事例検討会】 【介護支援専門員連絡会・研修会】 【介護支援専門員に対する個別指導等】

施 策	内 容
地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、きめ細かい相談支援体制の充実を図り、支援が必要な人の把握や、相談等から適切な支援につなげていくことが重要です。</p> <p>相談窓口や地域包括支援センターの機能等について、より一層周知するとともに、事業の実施状況の評価を行い、支援体制の見直しや質の向上に努めます。</p> <p>また、提供するサービスの向上と今後の高齢者支援の需要の観点から、委託による地域包括支援センターの増設について検討します。</p> <p>【市ホームページや広報なかの等での周知】</p>

● 本計画における目標

項 目	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援利用者数	人 (延べ)	2,900	2,950	3,000
総合相談支援相談件数	件	3,700	3,700	3,700
介護支援専門員連絡会・研修会開催回数	回	6	6	6
介護支援専門員に対する個別指導等相談件数	件	380	390	400

3 家族介護者への支援

介護保険制度の充実により介護に対する家族の負担は軽減された面もありますが、介護サービスを利用している、いないに関わらず、多くの家族は何らかの負担や不安を抱えているため、必要とされる介護サービス等の提案・確保や介護者への介護知識・技術の習得支援、介護者が介護に疲弊することがないように交流機会の提供等、介護する家族への支援を行います。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
徘徊高齢者家族支援事業	認知症高齢者が徘徊した場合、早期に発見するために、民間会社が提供する位置検索システムを利用したときの費用の一部を助成します。
高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業	高齢者見守り・徘徊SOSネットワークにより、徘徊高齢者の早期発見・保護及び認知症高齢者の日常的な見守り支援を図ります。
介護用品給付事業	在宅において介護を必要とする要介護3から要介護5の人に、介護用品（紙おむつ等）購入費用の一部を助成します。
家族介護者交流事業	家庭で常時介護している人が、介護者相互の交流と、心身のリフレッシュが図れるよう交流会を開催します。
介護慰労金給付事業	一定の要件を満たす要介護2から要介護5の人と同居し、日常生活の介護を常時している者に対し、その労をねぎらい、激励するため介護慰労金を支給します。

● 本計画における目標

項 目	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
徘徊高齢者家族支援助成件数	件	1	1	1	
高齢者見守り・徘徊SOSネットワーク事業	利用登録者数	人	70	80	90
	支援者登録数	人	570	600	630
介護用品給付事業利用件数	件	2,800	2,900	3,000	
家族介護者交流事業参加者数	人	55	65	75	
介護慰労金給付者数	人	40	40	40	

4 その他の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持できるよう、多様なニーズに対応しながら日常生活の支援を行います。

● 本計画で実施する施策

施 策	内 容
訪問理容・美容料助成事業	外出が困難な要介護高齢者の自宅で理容師又は美容師が理美容サービスを行う際の訪問理美容費用の一部を助成します。
高齢者等歯科保健推進事業	在宅の要援護高齢者に訪問歯科検診と歯科指導を実施し、口腔機能の向上及び全身状態の改善を図ります。
緊急宿泊支援事業	介護者が急病等の緊急の事由により一時的に在宅で介護できない場合、要介護高齢者が、通所施設に宿泊した費用の一部を助成します。
日常生活用具給付・貸与事業	一人暮らし高齢者等に、火災警報器、緊急通報装置等を給付・貸与します。
要介護高齢者通院費等助成事業	要介護高齢者が通院・買い物等のため、タクシーを利用した場合の費用の一部を助成します。
高齢者世帯通院費等助成事業	一人暮らし高齢者等が通院等のため、タクシーを利用した場合の費用の一部を助成します。
救急医療情報カード整備事業	一人暮らし・高齢者のみ世帯の人が救急搬送される場合に備え、緊急連絡先等情報をマグネットホルダー式にして配布します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症高齢者に対する法定後見開始の審判の申立てをすべき親族がいない、もしくははいてもしない場合、市長がこれに代わって法定後見開始の審判の申立てを行い、高齢者の権利擁護を図ります。 また、後見人報酬等の必要となる経費について、助成を受けなければ制度利用が困難であると認められる者に対し、経費等費用の助成を行います。
住宅改修支援事業	住宅改修時に介護支援専門員等による居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（要支援）認定者の住宅改修申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等に対し、助成金を交付します。
地域自立生活支援事業	日常生活上の援助を必要とする一人暮らし高齢者等に対し、必要な支援を行います。
配食サービス事業	高齢者のみの世帯で、傷病等のため自分で食事の調理が困難な人に、夕食の提供と安否確認を行います。
介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者のための相談等に応じることにより、利用者の疑問や不満、不安等の解消と介護サービスの質の向上を図ります。

施 策	内 容
買物弱者支援事業	高齢者をはじめとする市民の生活を守り、生活の利便性を確保するため、生活必需品の移動販売を行う者に対し、補助金を交付します。

● 本計画における目標

項 目	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問理容・美容料 助成利用件数	件	550	600	650	
高齢者等歯科保健 推進事業実施者数	人	430	430	430	
緊急宿泊支援事業利用泊数	泊	10	10	10	
日常生活用具 給付・貸与事業	火災警報器 設置数	個	10	10	10
	緊急通報装置 貸与数	台	20	20	20
要介護高齢者 通院費等助成件数	件	1,900	2,000	2,100	
高齢者世帯 通院費等助成件数	件	4,900	5,000	5,100	
救急医療情報カード 整備世帯数	件	1,895	1,945	1,995	
住宅改修支援事業助成件数	件	5	5	5	
配食サービス利用食数	食	18,000	19,200	20,400	
介護相談員訪問施設数	件	40	40	40	
買物弱者支援事業補助件数	件	1	1	0	

5 災害対策と感染症対策の推進

(1) 災害時における高齢者支援体制の充実

防災対策については中野市地域防災計画と整合を図りつつ、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定高齢者、認知症高齢者等で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実が必要です。関係課と連携し、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、民生児童委員等と連携し高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

加えて、近年増加している大規模災害への備えとして、介護サービス事業所等での避難訓練実施や、災害時の対応に関する具体的な計画、避難に関する経路や時間等の確認を定期的に行うことを促進します。

● 本計画で実施する施策

- 避難行動要支援者名簿の整備及び更新を進めます。
- 介護サービス事業所等へ防災に関する周知・啓発を行うとともに、定期的な避難訓練の実施を促します。
- 介護サービス事業所等へ災害時の食料や飲料水、衣料品等の必要な物資の備蓄・調達状況の確認を促します。
- 災害時の対応に関する具体的な計画の定期的な見直しを促し、必要に応じ支援します。

(2) 感染症対策の強化

感染症の発生により通常の介護サービスの提供が困難になった場合の備えとして、平常時から感染症対策に取り組むことが重要です。

介護サービス事業所等と連携して、感染拡大防止策の周知・啓発や感染症発生時でもサービス継続が可能な体制の構築等、様々な取組みの検討を進めます。

● 本計画で実施する施策

- 介護サービス事業所等へ感染拡大防止策の周知・啓発を行い、感染症発生時を想定した対応訓練の実施を促します。
- 介護サービス事業所等と連携し、感染症発生時でもサービス継続が可能な体制や代替サービス確保に向けた連携体制の構築を検討します。
- 長野県と連携し、感染症発生時に必要となる感染防護具や消毒液等の物資の備蓄体制を整備します。

● 基本目標4 介護サービスの適切な提供

介護保険の各種サービスが、支援を必要とする人に円滑かつ適切に提供されるよう、パンフレットの作成や市ホームページへの掲載等、情報提供に関して充実を図り、介護保険制度の周知・啓発に努めるとともに、ケアマネジャーとの連携を密に行います。

1 介護予防サービスの確保と提供

介護予防サービスは、要支援1及び要支援2の人を対象とした状態の改善と重度化予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、生き生きとした生活を送れるよう支援します。

● サービスの概要

サービス名	内 容
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。
介護予防訪問看護	介護予防を目的として、医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上のケア又は必要な診療の補助を行うサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。
介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。
介護予防短期入所生活介護	介護予防を目的として、特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
介護予防短期入所療養介護	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で短期間生活してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防を目的として、有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要支援認定を受けた利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

サービス名	内 容
介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け等を行い、福祉用具を貸与するサービスです。
特定介護予防福祉用具販売	介護予防を目的として、福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具を販売するサービスです。
介護予防住宅改修	介護予防を目的として、生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、上限 20 万円までの住宅改修費の一部を支給します。
介護予防支援	要支援認定を受けた人が介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、利用するサービス等を定めた計画の作成や、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うサービスです。

2 居宅介護サービスの確保と提供

居宅介護サービスは、要介護1以上の人を対象とした自宅を中心に利用するサービスです。介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続でき、また家族の介護に対する負担を軽減できるよう「訪問」「通所」「短期入所」等の様々な種類のサービスを提供します。

サービスの概要

サービス名	内 容
訪 問 介 護	訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の生活支援を行うサービスです。
訪 問 入 浴 介 護	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。
訪 問 看 護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上のケア又は必要な診療の補助を行うサービスです。
訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。
通 所 介 護	通所介護の施設において、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を日帰り提供するサービスです（ただし、利用定員が19人以上のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。
短 期 入 所 生 活 介 護	特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
短 期 入 所 療 養 介 護	介護老人保健施設等で短期間生活してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護認定を受けた利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
福 祉 用 具 貸 与	利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け等を行い、福祉用具を貸与するサービスです。

サービス名	内 容
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具を販売するサービスです。
住宅改修費	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対し、上限20万円までの住宅改修費の一部を支給します。
居宅介護支援	要介護認定を受けた人がサービスを適切に利用できるよう、利用するサービス等を定めた計画の作成や、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うサービスです。

3 地域密着型（介護予防）サービスの確保と提供

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、創設されたサービス体系です。

市が事業者の指定や監督を行います。施設等の規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。利用対象者は、市内に居住する人に限られます。

サービスの概要

サービス名	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や利用者からの連絡によって利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回や利用者からの連絡によって利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援を行うサービスです。
地域密着型通所介護	通所介護の施設において、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで提供するサービスです（ただし、利用定員が18人以下のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。
（介護予防）認知症対応型通所介護	通所介護の施設において、認知症の人を対象に、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練等を行うサービスです。
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援や機能訓練を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	「地域密着型特定施設」に入所している要介護認定を受けた利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。 なお、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、入居者が要介護者とその配偶者等に限り、入居定員が29人以下であるものをいいます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「地域密着型介護老人福祉施設」において、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援、機能訓練、療養上のケアを行うサービスです。 なお、「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであるものをいいます。

サービス名	内 容
看護小規模多機能型 居 宅 介 護	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」に加え、看護師等による「訪問（看護）」を組み合わせ、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、療養上のケア等を行うサービスです。

事業所の現状

区 分	事業所名	所在地区	定員(人)
地域密着型通所介護	宅老所縁が和	新野	15
	宅老所ぽぽんた	新野	15
	デイサービスセンターえにし	新井	18
	デイサービスセンターしなの 928	北大熊	14
	デイサービス暖暖	岩船	10
	デイサービスなかの	岩船	10
	和の家おぬま	小沼	14
	デイサービスくるみ	永江	10
認知症対応型通所介護	宅老所ひなたぼっこ	東吉田	12
	まるごとケアの家やわらぎ	東江部	12
	中野市デイサービスセンターさくら (認知症対応型すみれ)	豊津	12
小規模多機能型 居 宅 介 護	ニチイケアセンター信州中野	安源寺	29
	まるごとケアの家ゆい	東江部	18
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム風のコテージ	間山	18
	グループホームこうしゃ敬老園	竹原	9
	グループホームこだま	草間	9
	グループホームなかの	岩船	18
	ツクイ信州中野グループホーム	東吉田	18
	ヒューマンヘリテージ安源寺	安源寺	18
	斑尾の森グループホームふるさと	穴田	18
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24 時間地域地域サポートステーションみよしちょう敬老園	西	

介護老人福祉施設への入所希望者（待機者）が年々増加していることから、中野市の住民のみが入所できる「地域密着型介護老人福祉施設」を第8期計画期間中に1施設整備することを見込みます。

また、認知症になっても安心して暮らしていくためには、入所できる施設の充実が求められており、認知症対応型共同生活介護において待機者が存在することから、「認知症対応型共同生活介護」を第8期計画期間中に1事業所整備することを見込みます。

4 施設サービスの確保と提供

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設があります。要支援の人は利用できません。利用者は直接施設に申し込みをして、契約を結びます。

なお、介護療養型医療施設は令和5年度末（令和6（2024）年3月）までに介護医療院等へ移行する必要があります。

サービスの概要

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム（入所定員 30 人以上）において、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援、機能訓練、療養上のケア等を行うサービスです。原則要介護3以上の人が入所できます。
介護老人保健施設	介護老人保健施設において、看護や医学的な管理が必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、リハビリテーション等を行うサービスです。利用できるのは、「要介護」と認定され、症状が安定期にある人です。
介護医療院	介護医療院において、長期にわたり療養が必要である人に対し療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活に必要な支援を行うサービスです。利用できるのは、「要介護」と認定され、症状が安定期にある人です。
介護療養型医療施設 （令和5年度末まで）	療養病床等のある病院又は診療所において長期にわたり療養が必要である人に対し療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活に必要な支援を行うサービスです。利用できるのは、「要介護」と認定され、症状が安定期にある人です。

● 施設の現状

区 分		施 設 名	定員(人)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	市 内	特別養護老人ホーム ふるさと苑	71
		特別養護老人ホーム 高社の家	93
		特別養護老人ホーム フランセーズ悠なかの	90
	市 外 (北信広域 連合管内)	特別養護老人ホーム 望岳荘	91
		老人ホーム てるさと	90
		特別養護老人ホーム いで湯の里	70
		特別養護老人ホーム 菜の花苑	62
介 護 老 人 保 健 施 設	特別養護老人ホーム フランセーズ悠さかえ	90	
	北信総合病院老人保健施設 もえぎ	100	
介 護 療 養 型 医 療 施 設	介護老人保健施設 長寿の里	140	
	関整形外科	17	

5 利用者に対する負担軽減

(1) 利用者の負担軽減

家計に対する介護サービス費の自己負担が過重なものとならないよう、以下の施策を行っていきます。

● 施策の概要

施策	内容
高額介護（介護予防）サービス費	同じ月に利用したサービスの自己負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が限度額を超えたときは、その超えた分が、高額介護（介護予防）サービス費として支給（払戻し）されます。
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	医療保険及び介護保険を利用している世帯内で医療と介護の両方を合わせた自己負担額が限度額を超えたときは、その超えた分が、高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給（払戻し）されます。

(2) 低所得者に対する負担軽減

低所得者が介護サービスを利用する際の利用者負担を軽減するため、以下の施策を行っていきます。

● 施策の概要

施策	内容
特定入所者介護（介護予防）サービス費	介護保険施設、短期入所生活介護及び短期入所療養介護のサービスを利用したときは、サービス費の自己負担分に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担になります。 このうち居住費と食費については、所得が低い人の負担が軽減されます。 所得が低い人の居住費と食費については、所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として、介護保険から給付されます。給付を受けるには申請が必要です。
社会福祉法人等による利用者負担軽減	特に生計が困難で、一定の条件を満たしている人が社会福祉法人等による介護サービスを利用した場合、その利用者負担のうち、4分の1の額を社会福祉法人等が減免します。

6 介護給付適正化事業の推進

国の指針等に基づいて介護給付の適正化を図ることにより、介護サービス利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の安定的な運営につなげるため、介護給付適正化の取組みを推進します。

施策の概要

施策	内容
介護給付適正化事業	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供しているかを検証します。 【要介護認定の適正化】 【ケアプランの点検】 【住宅改修・福祉用具の点検】 【縦覧点検・医療情報との突合】 【介護給付費通知】

本計画における目標

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施事業所数	件	5	5	6
認定調査結果点検件数	件	350	350	350
住宅改修等点検件数	件	130	130	130
縦覧点検・医療情報突合回数	回	12	12	12
介護給付費通知発送回数	回	1	1	1

7 介護保険料の設定

(1) 予防給付の見込み

		計画期間			将来推計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防サービス					
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費	4,173	4,175	4,280	4,280
	回数	590	590	605	605
	人数	144	144	144	144
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	8,832	8,837	9,139	9,139
	回数	3,096	3,096	3,202	3,202
	人数	288	288	300	300
介護予防居宅 療養管理指導	給付費	237	237	237	237
	人数	24	24	24	24
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	12,969	12,976	12,976	12,976
	人数	336	336	336	336
介護予防短期 入所生活介護	給付費	309	309	463	556
	日数	48	48	72	86
	人数	12	12	24	24
介護予防短期入所 療養介護（老健）	給付費	109	109	109	109
	日数	12	12	12	12
	人数	12	12	12	12
介護予防 福祉用具貸与	給付費	11,849	11,849	11,909	12,146
	人数	2,400	2,400	2,412	2,460
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	1,210	1,210	1,531	1,531
	人数	48	48	60	60
介護予防住宅改修	給付費	4,553	4,553	4,553	4,553
	人数	48	48	48	48
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	413	413	413	413
	人数	12	12	12	12
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	1,155	1,155	1,155	1,386
	回数	180	180	180	216
	人数	60	60	60	72
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防支援	給付費	14,246	14,476	14,696	15,027
	人数	3,108	3,156	3,204	3,276

※給付費は年間累計の金額（単位は千円）、回（日）数は年間の数、人数は年間の利用者数

(2) 介護給付の見込み

		計画期間			将来推計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス					
訪問介護	給付費	246,854	249,504	255,535	256,695
	回数	86,730	87,547	89,686	90,029
	人数	3,804	3,912	3,984	3,996
訪問入浴介護	給付費	15,312	15,321	15,321	17,311
	回数	1,220	1,220	1,220	1,379
	人数	216	216	216	252
訪問看護	給付費	98,149	99,945	101,846	102,937
	回数	12,228	12,455	12,698	12,823
	人数	2,544	2,568	2,592	2,616
訪問リハビリテーション	給付費	28,381	28,638	28,671	29,035
	回数	9,710	9,793	9,804	9,928
	人数	948	960	972	984
居宅療養管理指導	給付費	14,211	14,624	14,883	14,956
	人数	1,896	1,956	1,992	1,992
通所介護	給付費	649,101	650,280	650,880	657,158
	回数	81,389	81,856	82,078	83,170
	人数	8,496	8,568	8,664	8,868
通所リハビリテーション	給付費	117,111	117,936	118,439	120,241
	回数	11,850	11,911	11,964	12,143
	人数	1,764	1,800	1,824	1,848
短期入所生活介護	給付費	199,842	203,376	209,968	211,146
	日数	23,922	24,348	25,124	25,248
	人数	1,968	2,016	2,076	2,088
短期入所療養介護(老健)	給付費	122,968	124,176	127,252	127,252
	日数	11,119	11,239	11,540	11,540
	人数	1,200	1,212	1,248	1,248
福祉用具貸与	給付費	128,004	130,967	133,938	134,129
	人数	10,584	10,908	11,184	11,244
特定福祉用具購入費	給付費	3,788	3,788	3,788	3,788
	人数	168	168	168	168
住宅改修費	給付費	13,066	13,066	13,066	13,066
	人数	108	108	108	108
特定施設入居者生活介護	給付費	60,253	60,286	63,211	65,413
	人数	396	396	420	432

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は年間の数、人数は年間の利用者数

		計画期間			将来推計
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	30,505	53,261	76,000	111,102
	人数	156	276	396	588
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	200,833	204,642	209,377	212,255
	回数	22,720	23,176	23,742	24,076
	人数	2,292	2,340	2,400	2,436
認知症対応型 通所介護	給付費	59,987	62,889	62,889	62,889
	回数	5,600	5,888	5,888	5,888
	人数	468	492	492	492
小規模多機能型 居宅介護	給付費	85,501	137,235	140,200	140,294
	人数	372	612	636	636
認知症対応型 共同生活介護	給付費	331,394	331,578	360,091	387,105
	人数	1,296	1,296	1,404	1,512
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	44,797	91,908
	人数	0	0	168	348
看護小規模 多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費	718,730	731,505	741,030	760,822
	人数	2,868	2,916	2,952	3,048
介護老人保健施設	給付費	588,676	598,119	605,341	635,060
	人数	2,112	2,148	2,172	2,280
介護医療院	給付費	86,245	86,293	86,293	144,694
	人数	216	216	216	360
介護療養型医療施設	給付費	38,470	38,492	38,492	
	人数	144	144	144	
居宅介護支援	給付費	215,343	216,737	221,834	223,383
	人数	14,880	15,000	15,360	15,504

※給付費は年間累計の金額（単位は千円）、回数は年間の数、人数は年間の利用者数

(3) 地域支援事業の費用の見込み

(単位：千円)

	計画期間			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費	231,246	232,468	256,289	270,479
介護予防・日常生活支援 総合事業費	154,405	155,627	159,812	174,002
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	69,016	69,016	88,652	88,652
包括的支援事業 （社会保障充実分）	7,825	7,825	7,825	7,825

(4) その他の給付費等

(単位：千円)

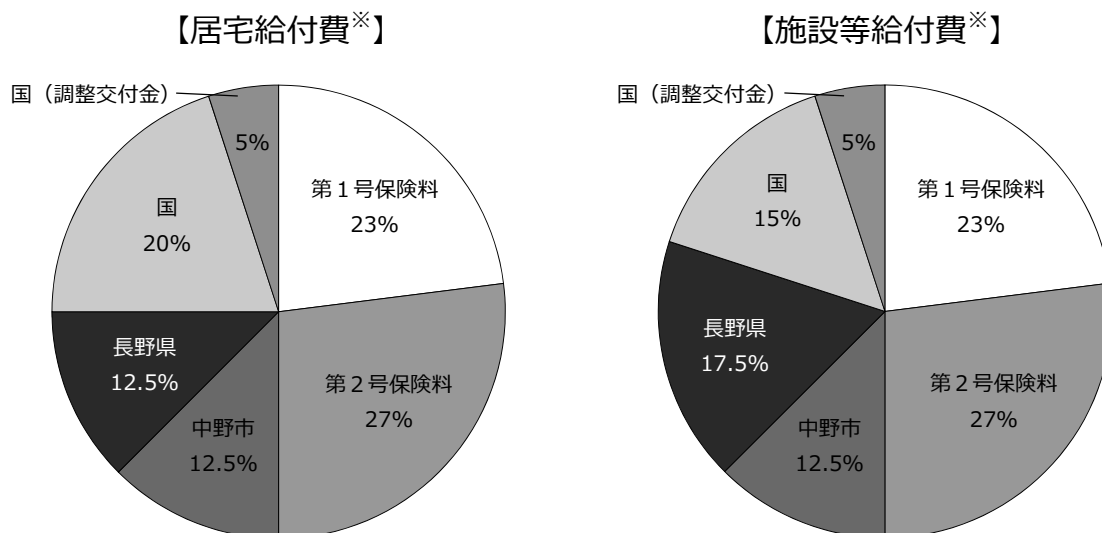
	計画期間			令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	117,515	109,251	110,802	113,415
特定入所者介護 サービス費等給付額	136,100	137,395	139,336	142,631
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	△18,585	△28,144	△28,534	△29,217
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	84,185	84,085	84,642	90,659
高額介護サービス費等給付額	85,500	86,070	86,640	92,800
高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	△1,315	△1,985	△1,998	△2,141
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,500	8,625	8,750	10,000
審査支払手数料	3,886	3,927	3,984	4,083

(5) 財源構成

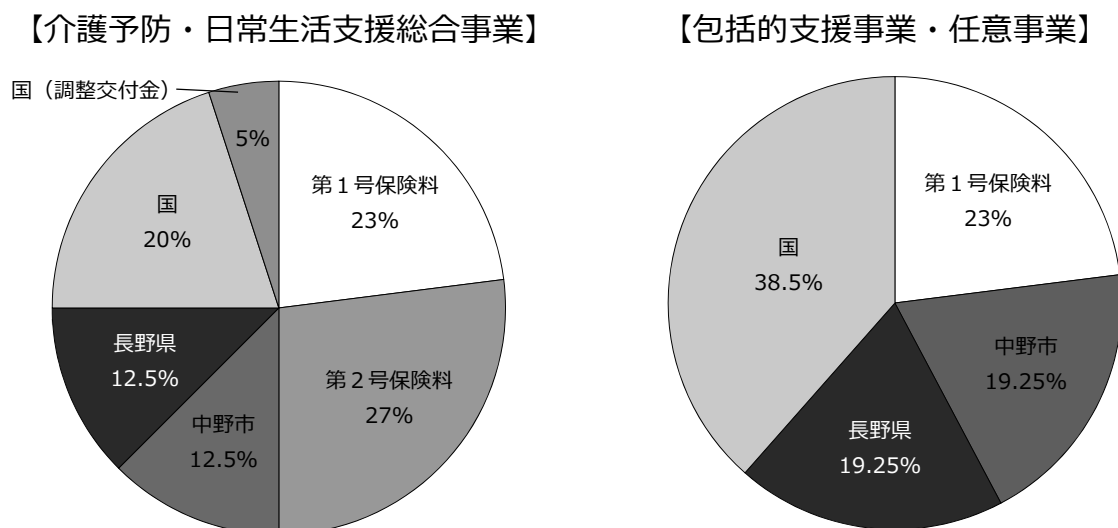
介護保険制度の費用は、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、市町村、都道府県、国の負担によって確保されています。

各費用における財源の構成は下図の通りです。

介護保険給付の財源構成



地域支援事業費の財源構成



※居宅給付費：施設等給付費以外のサービスに係る給付費です。

※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費です。

※調整交付金：市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるもので、第1号被保険者における75歳以上の人口割合や所得分布の状況により変動します。

(6) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

(単位：円、人)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
給付費見込額 (A)	4,326,865,000	4,438,845,000	4,592,781,000	13,358,491,000
地域支援事業費 (B)	231,246,000	232,468,000	256,289,000	720,003,000
第1号被保険者負担分 (C) ($C = (A + B) \times 23\%$)	1,048,365,530	1,074,401,990	1,115,286,100	3,238,053,620
調整交付金交付額 (D)	39,436,000	30,324,000	22,337,000	92,097,000
準備基金取崩額 (E)				300,000,000
保険料収納必要額 (F) ($F = C - D - E$)				2,845,956,620
予定保険料収納率 (G)				99.50%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (H)	14,145	14,151	14,156	42,452
保険料基準額 (月額) (I) ($I = F \div G \div H \div 12$)				5,615

第1号被保険者の保険料基準額は、月額5,615円を見込んでおり、年額に換算すると67,380円となります。

(7) 低所得者に対する保険料軽減

今後の更なる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするためには低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、公費を一定の割合で補填することで低所得者に対し保険料の軽減を図ります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	
		軽減前	軽減後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金[※]を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額[※]の合計が80万円以下の方 	基準額×0.50	基準額×0.30
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方 	基準額×0.75	基準額×0.50
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方 	基準額×0.75	基準額×0.70

※老齢福祉年金：明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方又は大正5（1916）年4月1日以前に生れた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※その他の合計所得金額：合計所得金額[※]から課税年金収入に係る所得額を差し引いた額です。

※合計所得金額：収入から必要経費などを控除した額です。さらに、長期譲渡所得及び短期譲渡所得が含まれる方は各所得から特別控除額を控除した額です。

なお、税制が改正され、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度においては、合計所得金額等が調整されるため、この税制改正による影響で介護保険料の所得段階が上がり、負担が増えることはありません。

(8) 所得段階別保険料の設定

本市では、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たり、国の基準である9段階より多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行うこととします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 	軽減前 基準額×0.50 軽減後 基準額×0.30	軽減前 33,690円 軽減後 20,210円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方 	軽減前 基準額×0.75 軽減後 基準額×0.50	軽減前 50,530円 軽減後 33,690円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方 	軽減前 基準額×0.75 軽減後 基準額×0.70	軽減前 50,530円 軽減後 47,160円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.90	60,640円
第5段階 (基準段階)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方 	基準額×1.00	67,380円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額×1.20	80,850円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	基準額×1.25	84,220円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額×1.65	111,170円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 	基準額×1.70	114,540円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 	基準額×2.00	134,760円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方 	基準額×2.20	148,230円



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、保健福祉分野以外の様々な取組みの実施が必要とされています。

そのため、市民や地域、関係団体、事業者等の様々な主体の協力が不可欠であり、多様な主体がそれぞれの役割を発揮しながら、より地域に根ざした支援を展開していくとともに、庁内関係課の連携により総合的なサービスの円滑な実施と事業の適切な執行管理に努めます。

2 地域における協働・連携

本計画を推進するに当たっては、高齢者やその家族をはじめとする地域住民、民生児童委員、医療機関、民間事業者、ボランティア団体及びNPO法人等の多様な主体の協力が必要となることから、行政との協働・連携の強化に努め、地域ぐるみで高齢者の支援に取り組む体制の整備を図ります。

また、計画的かつ適切なサービス供給体制を確立するため、地域ケア会議等の保健・医療・福祉・介護等の関係機関のネットワークにより、サービス提供主体との連絡調整体制の強化に努めます。

3 庁内の連携

本計画の円滑な推進に向けて、所管課である高齢者支援課を中心として、保健・医療・福祉の関係課のほか、住宅、雇用対策等の高齢者施策に携わる関係課が、情報共有等の連携を強化しながら、総合的なサービス実施を図ります。

4 長野県及び他市町村との連携

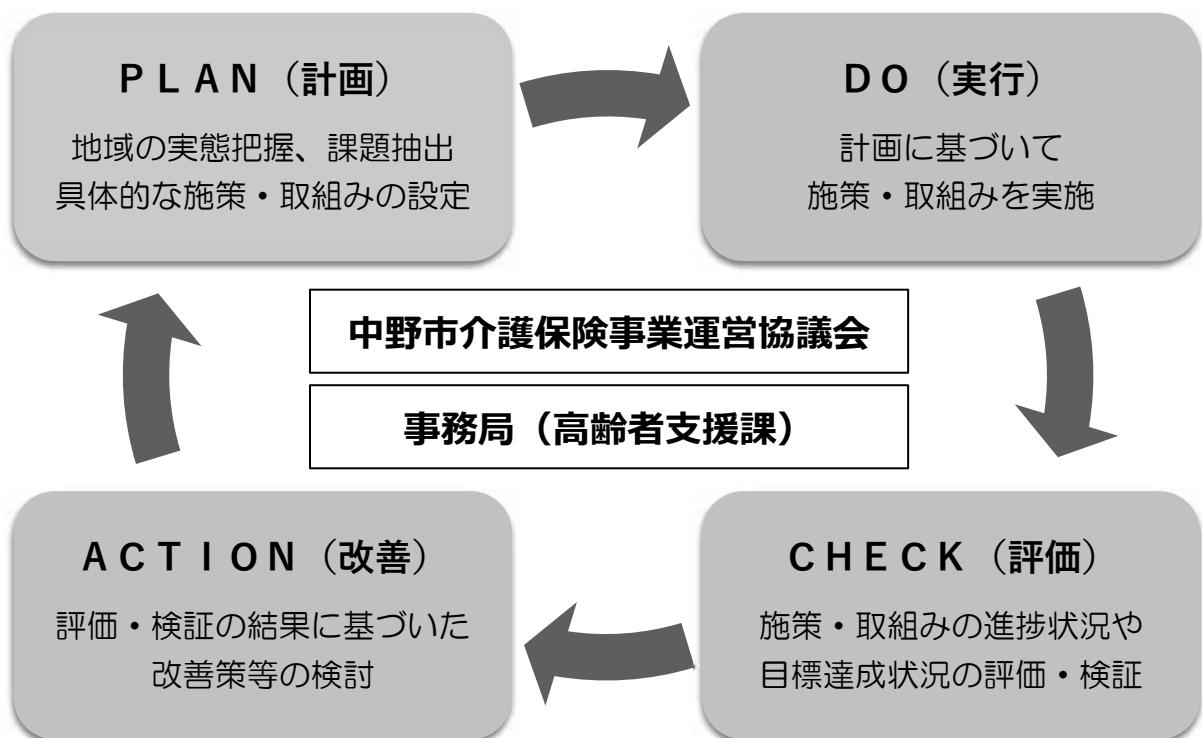
介護サービス及び保健福祉サービスの提供・実施については、老人福祉圏域における調整のもとに整備を図る必要があることから、長野県や近隣の他市町村との連携に努めます。

2 計画の進行管理

1 計画の進捗管理と評価

本計画を円滑に推進していくため、計画の進捗状況等を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

本計画では、医療・福祉関係機関から推薦のあった者や一般公募した被保険者で組織される「中野市介護保険事業運営協議会」において、定期的に本計画の進捗状況や介護保険の運営状況についてP D C Aサイクルに基づいた点検・評価を行い、関係機関との連携のもと必要な調整を行います。



2 計画の実施状況の公表

計画の進捗管理として定期的に実施する計画の進捗状況や達成状況、介護保険の運営状況等の点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する市民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

● 3 計画の周知・啓発

本計画の取組みが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるよう、市ホームページ等の様々な媒体を用いて本計画の周知・啓発を行い、本計画の趣旨や内容が市民に十分に理解されるよう努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス等に関して、分かりやすい情報提供を行っていきます。



資料編

1 計画の策定経過

令和元年	12月～	高齢者等実態調査
令和2年	1月	
	7月29日	第1回中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・中野市の概況について
	11月12日	第2回中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・中野市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の振り返りについて ・中野市高齢者等実態調査等の結果について ・中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について ※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため書面会議
令和3年	1月15日	第3回中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会 ・第2回中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会資料への意見等に対する市の考え方について ・中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
	1月25日～ 2月17日	パブリックコメント
	3月19日	中野市介護保険条例の一部を改正する条例可決

● 2 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会設置要綱

平成 26 年 4 月 24 日告示第 51 号

(設置)

第 1 条 中野市老人福祉計画及び中野市介護保険事業計画の策定に当たり、中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 老人福祉計画の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の策定に関する事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から計画の策定が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 43 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	推薦団体等	備 考
識見を 有する者	丸谷 和洋	中高医師会	会 長
	宮本 昭彦	中高歯科医師会	
	南 修	中高薬剤師会	
	番場 一雄	中野市区長会	
保健、医療 及び 福祉関係者	大塚 直美	北信総合病院	
	杉浦 宏子	佐藤病院	
	飛岡 昇	中野市民生児童委員協議会	副会長
	田村 安則	中野市社会福祉協議会	
	平林 次光	中野市老人クラブ連合会	
	矢澤 則夫	中野市身体障がい者福祉協会	
	齋藤 文子	中野市ボランティア連絡協議会	
	宮尾 加容子	北信圏域介護保険事業者連絡協議会 (居宅介護支援事業所咲いた咲いた)	
	有賀 若江	北信圏域介護保険事業者連絡協議会 (中野市デイサービスセンターさくら)	
	関 純子	長野県宅老所・グループホーム連絡会 北信支部連絡会	
	芦原 仙一	北信広域連合	
雨宮 ゆき子	中野市保健補導員会		
介護保険 被保険者	市川 和光	一般公募	
	浅野 茂子	一般公募	
	柴本 久美	一般公募	
	宮本 千絵	一般公募	

中野市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行年月：令和3年3月

発行：中野市

編集：中野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

TEL 0269-22-2111 (代表)

FAX 0269-22-2295

中野市老人福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



健康長寿のまち
中野市



令和3年3月